

# 喫茶店営業の実態と 経営改善の方策

平成21年10月



## は　じ　め　に

本書は、平成２０年１１月１日に実施した「生活衛生関係営業経営実態調査」の調査結果を中心に、喫茶店営業の実態と経営改善の方策について、新谷安良中小企業診断士が執筆を担当しました。

本方策が喫茶店営業を巡る諸問題の解決を図り、経営の近代化・合理化を推進するための一助となれば幸いです。

平成２１年１０月

厚生労働省健康局生活衛生課長

松　岡　正　樹

問 い 合 わ せ

厚 生 労 働 省 健 康 局 生 活 衛 生 課 調 査 係

電 話 (03)5253-1111 内 線 2438

# 目 次

## I 喫茶店業界の動向

### 1 業界規模

|                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 喫茶店施設数 .....    | 1 |
| (2) 喫茶店の市場規模 .....  | 2 |
| (3) 喫茶店の開・廃業率 ..... | 2 |

### 2 需要動向

|                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 1世帯当たり年間の喫茶代 .....   | 3 |
| (2) 1人1週間当たりコーヒー杯数 ..... | 3 |

|              |   |
|--------------|---|
| 3 販売効率 ..... | 5 |
|--------------|---|

## II 実態調査にみる喫茶店業界の現状

### 1 調査対象になった「喫茶店」の特性

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| (1) 経営主体別施設数・単独店、専業・兼業店の割合 ..... | 7  |
| (2) 経営主体別、種々の制度、許認可等の加入状況 .....  | 7  |
| (3) 経営主体別・経営形態別及び従業者規模別状況 .....  | 8  |
| (4) 立地別施設数の分布割合 .....            | 9  |
| (5) 経営者の年齢別構成 .....              | 10 |

### 2 「喫茶店」の営業

|                         |    |
|-------------------------|----|
| (1) 定休日 .....           | 12 |
| (2) 営業時間 .....          | 13 |
| (3) 1日平均利用客数及び客単価 ..... | 15 |
| (4) 主な食材購入方法 .....      | 17 |

### 3 「喫茶店」の従業者と労働条件

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 1施設当たり雇用形態別平均従業者数 ..... | 18 |
| (2) 常時雇用者の平均在勤年数 .....      | 18 |
| (3) 常時雇用者の労働時間及び休日数 .....   | 20 |
| (4) 労働時間短縮努力の有無及び内容 .....   | 21 |
| (5) 就業規則の有無及び内容 .....       | 22 |
| (6) 国民年金・厚生年金制度への加入状況 ..... | 23 |
| (7) 健康診断の実施状況 .....         | 24 |

### 4 施設・設備の整備状況

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 土地・建物の所有状況 ..... | 25 |
| (2) 保有設備の状況 .....    | 28 |
| (3) 分煙の状況 .....      | 29 |

### 5 設備投資状況

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) 設備投資実績の理由と設備投資予定の内容 .....  | 30 |
| (2) 過去の資金調達方法と設備資金の主な借入先 ..... | 30 |
| (3) 向こう3年間の資金借入先 .....         | 31 |
| (4) 日本政策金融公庫について .....         | 32 |

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| <b>6 福祉・サービスへの取組み</b>                 |    |
| (1) ごみ減量化・リサイクル事業 .....               | 34 |
| (2) 高齢者や身障者対応状況 .....                 | 35 |
| (3) 情報化の状況 .....                      | 36 |
| (4) サービス等について .....                   | 38 |
| (5) 廃食用油について .....                    | 39 |
| <b>7 経営上の問題点と今後の方針</b>                |    |
| (1) 前年度比売上高増加率と減少率 .....              | 40 |
| (2) 本業の当期純利益の動向の主な原因 .....            | 40 |
| (3) 当期本業の経営上の問題点 .....                | 41 |
| (4) 今後の経営方針 .....                     | 42 |
| <b>Ⅲ 喫茶店の経営改善方策</b>                   |    |
| <b>1 飲食店営業及び喫茶店営業の「振興指針」</b>          |    |
| 第一 営業の振興の目標に関する事項 .....               | 44 |
| 第二 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項 .. | 45 |
| 第三 営業の振興に際し配慮すべき事項 .....              | 50 |
| <b>2 喫茶店営業経営改善のポイント</b>               |    |
| (1) 喫茶店の抱える問題点 .....                  | 52 |
| (2) 多様化する喫茶店業界でのマーケティング戦略 .....       | 53 |
| (3) 常にイノベーションを念頭に経営戦略を構築 .....        | 53 |
| (4) マーケティング・ミックスで経営戦略の推進 .....        | 53 |

喫茶店の定義は日本標準産業分類では「主として、コーヒー、紅茶、清涼飲料水および、簡易な食事をその場で飲食させる事業所」と定められており、それは大衆化した飲食業として定着している。しかし当業界は他業界からの喫茶機能をもったレストランの進出、低価格チェーン店の攻勢や自販機の普及などによって、事業所数の減少が続いている。景気の長期低迷により、サラリーマンを中心とした支出の抑制傾向などと相まって、業界をとりまく環境は厳しさを増している。

喫茶店営業の実態について、平成20年度生活衛生関係経営実態調査の報告書がまとめられた。この調査結果の数値を中心に喫茶店業界の現状をまとめることにする。

「Ⅰ 喫茶店業界の動向」は厚生労働省の資料、事業所統計、家計調査年報、全日本コーヒー協会の資料などを参考に、この業界の事業規模、市場規模、入場人員の推移などを分析し、現在までの流れと経営環境をまとめた。「Ⅱ 実態調査にみる喫茶店業界の現状」は平成20年度生活衛生関係経営実態調査をもとに分析を試みた。そして最後に「Ⅲ 喫茶店の経営改善方策」として、今後のあるべき喫茶店業界の経営についてまとめた。

## I 喫茶店業界の動向

### 1 業界規模

#### (1) 喫茶店施設数

平成19年3月末現在、全国の喫茶店の施設数は291,587施設である。総数では、ここ数年は堅調な推移である。昭和60年を100とした指数でみると、19年度の総数は178.0の78.0ポイントの増加である。伸び率は平成以後比較的堅調な足跡を示しており、平成13年～15年まで前年比は1.4%、16年は2.8%、17年は2.2%、18年は1.5%と微増を示している。平成19年は珍しく前年比マイナス0.6%であった。(表1, 2, 次頁参照)

表1 喫茶店営業施設数推移(指数:昭和60年=100)

|          | 昭和60年   | 平成12年   | 13      | 14      | 15      | 16      | 17      | 18      | 19      |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 施設数      | 163,797 | 263,940 | 267,671 | 271,536 | 275,202 | 282,853 | 289,088 | 293,402 | 291,587 |
| 指数       | 100.0   | 161.1   | 163.4   | 165.8   | 168.0   | 172.7   | 176.5   | 179.1   | 178.0   |
| 対前年伸び率:% | 100.0   | 4.7     | 1.4     | 1.4     | 1.4     | 2.8     | 2.2     | 1.5     | -0.6    |

資料:厚生労働省健康局生活衛生課

一方、事業所統計資料では、事業所数は昭和61年の151,054箇所が、年々減少を続け平成18年には81,042箇所、指数は53.7%の46.3ポイントの減少である。

従業者数も年々減り続けており、昭和61年の529,540人が、平成18年には322,414人、指数は60.9%の39.1ポイントの減少である。

喫茶機能をもったレストランの進出、低価格チェーン店の攻勢など個人経営店などの減少が大きな要因と考えられる。

表2 喫茶店の事業所及び従業員の推移

|       | 事業所数    |           | 従業者数    |           |
|-------|---------|-----------|---------|-----------|
|       | 箇所      | 指数<br>(%) | 人       | 指数<br>(%) |
| 昭和61年 | 151,054 | 100.0     | 529,540 | 100.0     |
| 平成3年  | 126,260 | 83.6      | 456,774 | 86.3      |
| 8     | 101,937 | 67.5      | 366,249 | 69.2      |
| 11    | 94,251  | 62.4      | 331,349 | 62.6      |
| 13    | 88,924  | 58.9      | 329,198 | 62.2      |
| 16    | 83,676  | 55.4      | 314,959 | 59.5      |
| 18    | 81,042  | 53.7      | 322,414 | 60.9      |

資料:総務省「平成18年事業所統計調査報告書」(平成19年版)

## (2) 喫茶店の市場規模

喫茶店の市場規模は、平成19年度は10,571億円である。昭和60年を100とした指数でみると、平成19年度は62.3%の37.7ポイントの減少である。対前年の伸び率をみても平成12年以来マイナスを続けている。(表3)

表3 喫茶店の市場規模(指数:昭和60年=100)

|          | 昭和60年  | 平成12年  | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18     | 19     |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市場規模(億円) | 16,963 | 12,396 | 11,873 | 11,446 | 11,305 | 11,310 | 11,074 | 10,566 | 10,571 |
| 指数       | 100.0  | 73.1   | 70.0   | 67.5   | 66.6   | 66.7   | 65.3   | 62.3   | 62.3   |
| 対前年伸び率:% | 100.0  | -26.9  | -4.2   | -3.6   | -1.2   | 0.0    | -2.1   | -4.6   | 0.0    |

資料:外食産業統計資料(2009年版)

## (3) 喫茶店の開・廃業率

喫茶店の新規開業率から廃業率を差し引いた差(増減)をみると、昭和58年以降廃業率が開業率を上回っている。「昭和58~61年」の廃業率5.2%から新規開業率の4.0%を差し引き、廃業率が新規開業率を1.2ポイント上回って以降、廃業率が上回る状況が続いている。(表4)

表4 新規開業率、転廃業率・純増率

|           | 新規開業率 | 廃業率 | 増減率  |
|-----------|-------|-----|------|
| 昭和58~61年  | 4.0   | 5.2 | -1.2 |
| 昭和61~平成3年 | 3.0   | 4.5 | -1.5 |
| 平成3年~8年   | 2.6   | 2.9 | -0.3 |
| 平成8年~13年  | 3.4   | 6.1 | -2.7 |

◎数値:%

◎増減率=開業率-廃業率

資料:総務省統計局「事業所・企業統計調査」より

外食産業総合センターの算出

## 2 需要動向

### (1) 1世帯当たり年間の喫茶代

総務省の「家計調査年報」によると、1世帯当たりの年間外食支出金額は増加を続けているが、1世帯当たりの年間の喫茶代は、減少を続けており、昭和60年の8,401円が平成19年には5,406円にまで減少した。指数では昭和60年の100に対して、平成19年には64.3%まで落ち込んでいる。(表5)

表5 1世帯当り年間外食費と喫茶代

|       | 外食支出      |           | 喫茶代       |           |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|       | 金額<br>(円) | 指数<br>(%) | 金額<br>(円) | 指数<br>(%) |
| 昭和60年 | 144,387   | 100.0     | 8,401     | 100.0     |
| 平成12年 | 174,465   | 120.8     | 5,517     | 65.7      |
| 13    | 167,352   | 115.9     | 5,231     | 62.3      |
| 14    | 169,596   | 117.5     | 5,164     | 61.5      |
| 15    | 163,799   | 113.4     | 5,327     | 63.4      |
| 16    | 165,153   | 114.4     | 5,478     | 65.2      |
| 17    | 163,045   | 112.9     | 5,403     | 64.3      |
| 18    | 160,951   | 111.5     | 5,268     | 62.7      |
| 19    | 165,402   | 114.6     | 5,406     | 64.3      |

資料: 総務省「家庭調査年報」

### (2) 1人1週間当たりコーヒー杯数

#### ① 飲食場所別1人1週間当たりコーヒー杯数(表6)

飲食場所別1人1週間当たりコーヒー杯数を暦年でみると、昭和58年に比べ平成18年は「合計」が1.99杯増加、比率では123.1%と23.1ポイント増えているが、増えているポイント順位では、「その他」を除くと1位は「職場」の163.5%、2位は「家庭」の125.1%であり、「レストラン」の110.0%と増加しているのに比べ「喫茶店」は30.0%とマイナス70ポイントと大変な落ち込み方である。コーヒーの楽しむ場所が多様化し変化していることがわかる。

表6 飲用場所別1人1週当り杯数(2006年10月調査)

|            | 合計    | 家庭    | 喫茶店   | レストラン | 職場    | その他   |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 昭和58年      | 8.60  | 5.10  | 1.10  | 0.10  | 1.70  | 0.50  |
| 昭和60年      | 9.02  | 5.25  | 1.05  | 0.10  | 1.97  | 0.65  |
| 平成2年       | 9.90  | 5.62  | 0.88  | 0.11  | 2.37  | 0.92  |
| 平成8年       | 10.80 | 5.99  | 0.69  | 0.18  | 2.97  | 0.96  |
| 平成12年      | 11.04 | 6.49  | 0.52  | 0.17  | 2.98  | 0.88  |
| 平成14年      | 10.03 | 6.27  | 0.34  | 0.14  | 2.50  | 0.76  |
| 平成16年      | 10.43 | 6.42  | 0.38  | 0.12  | 2.69  | 0.76  |
| 平成18年      | 10.59 | 6.38  | 0.33  | 0.11  | 2.78  | 0.93  |
| H18/S58・杯数 | 1.99  | 1.28  | -0.77 | 0.01  | 1.08  | 0.43  |
| H18/S58・%  | 123.1 | 125.1 | 30.0  | 110.0 | 163.5 | 186.0 |

資料: 社団法人全日本コーヒー協会

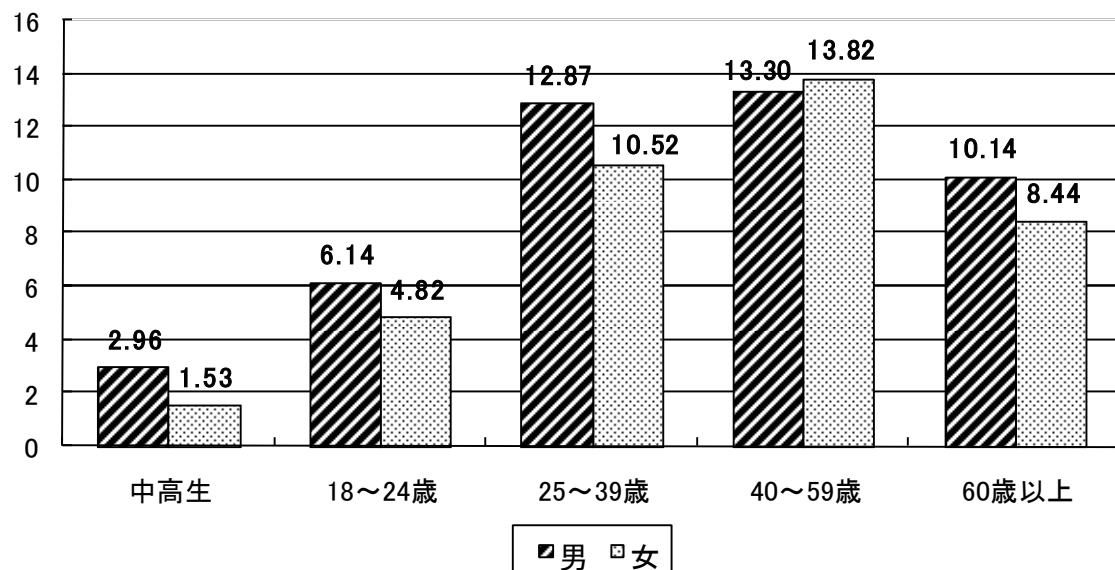
② 年齢別1人1週間当たりコーヒー杯数（図1）

年齢別1人1週間当たりコーヒー杯数をみると、男女ともに「40～59歳」が最も多く男性が13.30杯、女性が13.82杯。次いで「25～39歳」の男性が12.87杯、女性が10.52杯である。

図1 年齢別1人1週間当たり杯数(2006年)

資料:全日本コーヒー協会

数値:杯数



③ 世界主要輸入国のコーヒー消費量（表7）

世界主要国のコーヒーの輸入状況（年当たり、1人当たり、単位kg）をみると、平成15年を100として19年との趨勢比較では1位が英国の124.0%、2位がロシアの115.5%、3位がスイスの114.1%で、日本は107.2%である。量の多い順では平成19年度をみると1位のノルウェーが9.85kg、2位のスイスが7.93kg、3位のドイツが6.27kgで、日本は3.41kgである。

表7 世界の1人当たりコーヒー消費量(主要輸入国)と趨勢

|       | 消費量(kg/人/年) |     |     |     |     | 消費量趨勢(平成5年=100) |       |       |       |       |
|-------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|-------|-------|-------|-------|
|       | 平成15年       | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 平成15年           | 16年   | 17年   | 18年   | 19年   |
| 日本    | 3.2         | 3.3 | 3.3 | 3.4 | 3.4 | 100.0           | 105.0 | 105.0 | 107.2 | 107.2 |
| 韓国    | 1.7         | 1.8 | 1.8 | 1.8 | 1.8 | 100.0           | 106.7 | 106.1 | 108.5 | 107.3 |
| ノルウェー | 9.0         | 9.2 | 9.6 | 9.3 | 9.9 | 100.0           | 103.1 | 107.4 | 103.6 | 110.2 |
| スイス   | 7.0         | 5.9 | 8.9 | 7.5 | 7.9 | 100.0           | 84.3  | 127.9 | 108.1 | 114.1 |
| ロシア   | 1.5         | 1.3 | 1.3 | 1.4 | 1.7 | 100.0           | 86.5  | 90.5  | 92.6  | 115.5 |
| アメリカ  | 4.1         | 4.2 | 4.2 | 4.1 | 4.1 | 100.0           | 102.9 | 101.9 | 99.3  | 100.2 |
| 英国    | 2.3         | 2.5 | 2.7 | 3.0 | 2.8 | 100.0           | 109.3 | 118.7 | 134.7 | 124.0 |
| ドイツ   | 6.9         | 7.6 | 6.3 | 6.6 | 6.3 | 100.0           | 109.9 | 91.2  | 96.2  | 90.9  |
| イタリア  | 5.7         | 5.6 | 5.7 | 5.7 | 5.9 | 100.0           | 98.9  | 100.2 | 100.7 | 104.2 |

◎資料:(社)全日本コーヒー協会HP

### 3 販売効率（表 8）

表8 喫茶店経営指標推移

|     |                   | 平成15年  | 16年    | 17年    | 18年    | 19年    | 19年/15年 |        |
|-----|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
|     |                   |        |        |        |        |        | 増減      | 増減率    |
| 総合  | 総資本対営業利益率(%)      | 1.4    | 2.5    | 2.4    | 3.1    | 3.2    | 1.8     | 228.6% |
|     | 総資本対経常利益率(%)      | 3.1    | 3.1    | 3.2    | 3.2    | 3.5    | 0.4     | 112.9% |
|     | 総資本回転率(回)         | 1.4    | 1.5    | 1.3    | 1.2    | 1.3    | -0.1    | 92.9%  |
|     | 自己資本税引前利益率(%)     | 15.6   | 16.3   | 15.5   | 17.4   | 19.3   | 3.7     | 123.7% |
| 生産性 | 売上高対総利益率(%)       | 69.0   | 67.3   | 66.3   | 66.7   | 69.6   | 0.6     | 100.9% |
|     | 売上高対営業利益率(%)      | 1.0    | 1.7    | 1.8    | 2.6    | 2.4    | 1.4     | 240.0% |
|     | 売上高対経常利益率(%)      | 2.1    | 2.1    | 2.5    | 2.6    | 2.6    | 0.5     | 123.8% |
|     | 1企業当たり年間売上高(千円)   | 90,572 | 74,900 | 76,725 | 81,608 | 76,587 | -13,985 | 84.6%  |
|     | 従業員(1人当り月)売上高(千円) | 505    | 446    | 483    | 499    | 467    | -38.0   | 92.5%  |
| 安全性 | 流動比率(%)           | 92.5   | 95.9   | 87.3   | 103.7  | 82.9   | -9.6    | 89.6%  |
|     | 当座比率(%)           | 59.5   | 69.5   | 56.9   | 60.8   | 55.1   | -4.4    | 92.6%  |
|     | 固定長期適合率(%)        | 102.6  | 101.1  | 104.2  | 98.6   | 107.1  | 4.5     | 104.4% |
|     | 固定比率(%)           | 325.5  | 329.5  | 379.1  | 358.8  | 333.6  | 8.1     | 102.5% |
|     | 自己資本比率(%)         | 23.4   | 24.2   | 20.7   | 19.9   | 22.7   | -0.7    | 97.0%  |

資料: TKC経営指標・平成20年版

#### ① 総合指標

TKCの経営指標から、この度の調査項目に準じた指標項目を取り上げ、総合指標として総資本対営業利益率、総資本対経常利益率、総資本回転率、自己資本税引前利益率について取り上げた。比較として、平成15年対19年の増減率を算出し、傾向をみた。

総資本対営業利益率、総資本対経常利益率、自己資本税引前利益率は平成15年以後比率が向上傾向にある。しかし、総資本回転率は数値が維持ないしは下降傾向にあり、設備などの投資に資金を必要として、回収期間が延びていることを物語っている。

#### ② 生産性指標

生産性指標として売上高総利益率、売上高経常利益率、売上高対営業利益率は数値が維持ないしは、やや増加傾向にあり経営環境が厳しい中にありながら懸命に努力している様子が伺える。年間売上高、従業員1人当たり年間売上高は共に100%を下回り売上の厳しさが数値に出ている。

#### ③ 安全性

流動比率は1年以内に現金化できる流動資産と、1年以内に返済または支払わなければならない流動負債とのバランスで資金繰りの良否を判断する指標であるが、一般に流動比率は100%以上が最低必要とされる。

当座比率は換金性の高い当座資産と流動負債とのバランスから当面の支払能力をみる比率で150%が目安といわれている。共に非常に厳しい数値である。その上、傾向値も下降していることから資金のやり繰りに苦戦している状況にあると考えられる。

固定比率は固定資産を自己資本の範囲内で賄っているかどうかをみる比率であり、100%以内が理想的であるが3倍以上の数値が示されており設備投資に苦戦している状況である。

固定長期適合率は固定資産を賄うのに自己資本にプラス長期借入金を加えた金額の対応をみる比率で、固定比率を補完する指標ともいえる。100%以内であるべきだが100%を超えている。

自己資本比率は総資本（負債及び資本の合計）に占める自己資本の比率をみるもので当然、比率は高い方が企業の体力が強いことになる。当業界は30%を超えることを当面の目標にする必要性が強く求められる。

## Ⅱ 実態調査にみる喫茶店業界の現状

### 1 調査対象になった「喫茶店」の特性

#### (1) 経営主体別施設数・単独店・専業・兼業店の割合

平成20年の調査対象となった「喫茶店」の施設総数は379であった。経営主体別では、個人経営が266店の70.2%を占め、株式会社は57店で15.0%、有限会社は48店で12.7%であり、「法人」の合計は27.7%、その他は8店の2.1%である。総数で形態別にみると、単独店の割合は85.0%である。(表9, 10)

表9 経営主体別店舗の形態別施設数の割合

|      | 施設数 |       | 単独店の割合 |      | 本店(支店あり) |      | 支店の割合 |      | 不詳 |     |
|------|-----|-------|--------|------|----------|------|-------|------|----|-----|
|      | 施設数 | (%)   | 単独店    | (%)  | 本店       | (%)  | 単独店   | (%)  | 不詳 | (%) |
| 総数   | 379 | 100.0 | 322    | 85.0 | 22       | 5.8  | 33    | 8.7  | 2  | 0.5 |
| 個人経営 | 266 | 70.2  | 259    | 80.4 | 6        | 2.3  | 1     | 0.4  | -  | -   |
| 株式会社 | 57  | 15.0  | 24     | 42.1 | 10       | 17.5 | 22    | 38.6 | 1  | 1.8 |
| 有限会社 | 48  | 12.7  | 36     | 75.0 | 5        | 10.4 | 6     | 12.5 | 1  | 2.1 |
| その他  | 8   | 2.1   | 3      | 37.5 | 1        | 12.5 | 4     | 50.0 | -  | -   |

表10 経営主体別施設数・専業・兼業構成割合

|      | 施設数 |       | 専業・兼業営業の形態 |      |    |      |    |     |
|------|-----|-------|------------|------|----|------|----|-----|
|      | 施設数 | (%)   | 専業         | (%)  | 兼業 | (%)  | 不詳 | (%) |
| 総数   | 379 | 100.0 | 269        | 71.0 | 98 | 25.9 | 12 | 3.2 |
| 個人経営 | 266 | 70.2  | 217        | 81.6 | 41 | 15.4 | 8  | 3.0 |
| 株式会社 | 57  | 15.0  | 24         | 42.1 | 30 | 52.6 | 3  | 5.3 |
| 有限会社 | 48  | 12.7  | 24         | 50.0 | 23 | 47.9 | 1  | 2.1 |
| その他  | 8   | 2.1   | 4          | 50.0 | 4  | 50.0 | -  | -   |

専業、兼業の割合をみると、専業は総数では71.0%、経営主体別では個人経営が81.6%、株式会社が42.1%、有限会社が50.0%であり個人経営と法人経営の差が大きくでている。

#### (2) 経営主体別、種々の制度、許認可等の加入状況

##### ① FC加盟状況(表11)

FC加盟状況をみると、加盟していない割合が非常に高い。加盟していない比率は総数では94.7%、個人営業が98.1%、株式会社が80.7%、有限会社が91.7%である。

表11 経営主体別FC加盟施設数割合

|           | 総数  |       | 個人経営 |       | 株式会社 |       | 有限会社 |       | その他 |       |
|-----------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|           | 施設数 | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数 | (%)   |
| FC加盟している  | 15  | 4.0   | 1    | 0.4   | 11   | 19.3  | 3    | 6.2   | -   | -     |
| FC加盟していない | 359 | 94.7  | 261  | 98.1  | 46   | 80.7  | 44   | 91.7  | 8   | 100.0 |
| 不詳        | 5   | 1.3   | 4    | 1.5   | -    | -     | 1    | 2.1   | -   | -     |
| 計         | 379 | 100.0 | 266  | 100.0 | 57   | 100.0 | 48   | 100.0 | 8   | 100.0 |

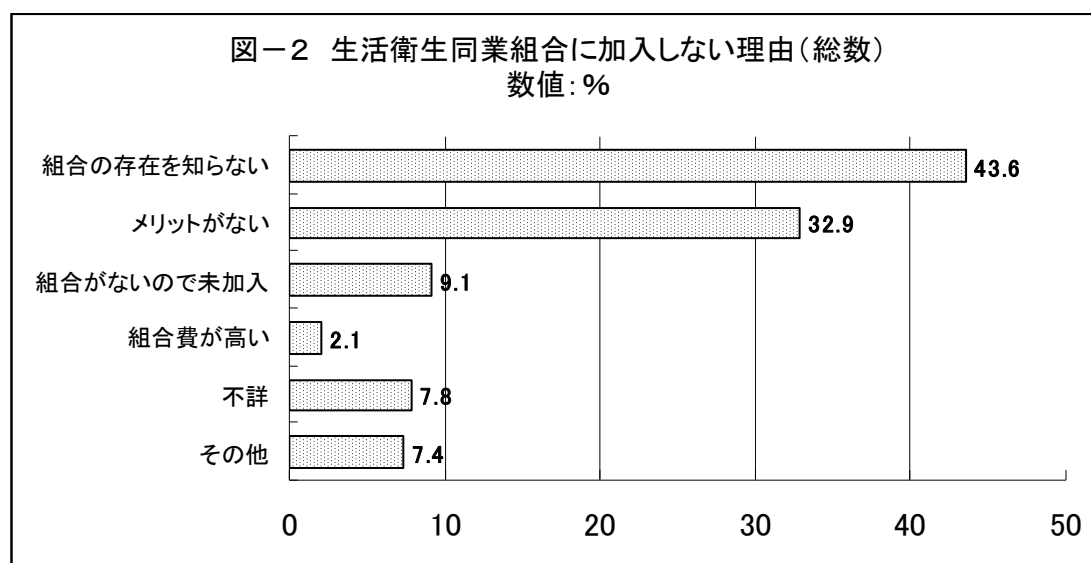
##### ② 生活衛生同業組合加盟状況(表12, 図2共に次頁参照)

生活衛生同業組合加盟状況、加盟していない割合が比較的高い。加盟していない比率は総数では64.1%、個人営業が64.7%、株式会社が68.4%、有限会社が58.3%である。

表12 経営主体別生活衛生同業組合加入の有無割合

|         | 総数  |       | 個人経営 |       | 株式会社 |       | 有限会社 |       | その他 |       |
|---------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|         | 施設数 | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数 | (%)   |
| 加入している  | 124 | 32.7  | 91   | 34.2  | 12   | 21.1  | 17   | 35.4  | 4   | 50.0  |
| 加入していない | 243 | 64.1  | 172  | 64.7  | 39   | 68.4  | 28   | 58.3  | 4   | 50.0  |
| 不詳      | 12  | 3.2   | 3    | 1.1   | 6    | 10.5  | 3    | 6.3   | —   | —     |
| 計       | 379 | 100.0 | 266  | 100.0 | 57   | 100.0 | 48   | 100.0 | 8   | 100.0 |

生活衛生同業組合に加盟をしない理由をみると、1位は「組合の存在を知らない」が43.6%、2位は「メリットがない」が32.9%、3位は「組合がない」が9.1%、4位は「組合費が高い」が2.1%となっている。



### ③ 風俗営業許可を受けているかどうかの割合 (表13)

風俗営業許可を受けていない割合が比較的高い。受けていない比率は総数では88.7%、個人営業が89.5%、株式会社が86.0%、有限会社が87.5%である。

表13 経営主体別風俗営業許可を受けているかの有無割合

|        | 総数  |       | 個人経営 |       | 株式会社 |       | 有限会社 |       | その他 |       |
|--------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|        | 施設数 | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数 | (%)   |
| 受けている  | 23  | 6.1   | 16   | 6.0   | 4    | 7.0   | 2    | 4.2   | 1   | 12.5  |
| 受けていない | 336 | 88.7  | 238  | 89.5  | 49   | 86.0  | 42   | 87.5  | 7   | 87.5  |
| 不詳     | 20  | 5.3   | 12   | 4.5   | 4    | 7.0   | 4    | 8.3   | —   | —     |
| 計      | 379 | 100.0 | 266  | 100.0 | 57   | 100.0 | 48   | 100.0 | 8   | 100.0 |

### (3) 経営主体別・経営形態別及び従業者規模別状況

#### ① 経営主体別・経営形態別 (表14, 次頁参照)

総数では「喫茶店中心喫茶店」が39.1%、「喫茶(軽食)店」が50.1%、「漫画喫茶店」は1店の0.3%、その他36店の9.5%である。経営主体別でも「喫茶店中心喫茶店」と「喫茶(軽食)店」の2業態が合計で85%以上を占めている。

表14 経営主体別営業形態別割合

|            | 総数  |       | 個人経営 |       | 株式会社 |       | 有限会社 |       | その他 |       |
|------------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|            | 施設数 | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数 | (%)   |
| 飲食店中心喫茶店   | 148 | 39.1  | 98   | 36.8  | 26   | 45.6  | 20   | 41.7  | 4   | 50.0  |
| 喫茶(軽食)店    | 190 | 50.1  | 148  | 55.6  | 23   | 40.4  | 17   | 35.4  | 2   | 25.0  |
| マンガ喫茶店     | 1   | 0.3   | 1    | 0.4   | -    | -     | -    | -     | -   | -     |
| インターネットカフェ | -   | -     | -    | -     | -    | -     | -    | -     | -   | -     |
| その他        | 36  | 9.5   | 17   | 6.4   | 8    | 14.0  | 9    | 18.8  | 2   | 25.0  |
| 不詳         | 4   | 1.1   | 2    | 0.8   | -    | -     | 2    | 4.2   | -   | -     |
| 計          | 379 | 100.0 | 266  | 100.0 | 57   | 100.0 | 48   | 100.0 | 8   | 100.0 |

## ② 経営主体別・従業員規模別(表15)

総数では、「2人規模」が95店：25.1%で1位、2位「1人規模」が74店：19.5%、3位「5～9人規模」が66店：17.4%と続いている。個人経営は1位「2人規模」が88店：33.1%、2位「1人規模」が71店：26.7%、3位「3人規模」が39店：14.7%である。株式会社は1位「5～9人規模」が18店：31.6%、2位「10～19人規模」が16店：28.1%、3位「20人以上規模」が8店：14.0%であり、有限会社は1位「5～9人規模」が17店：35.4%、2位「10～19人規模」と「不詳」が共に6店：12.5%である。

表15 経営主体別従業員の規模別割合

|        | 総数  |       | 個人経営 |       | 株式会社 |       | 有限会社 |       | その他 |       |
|--------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|        | 施設数 | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数 | (%)   |
| 1人     | 74  | 19.5  | 71   | 26.7  | 1    | -     | 2    | 4.2   | -   | -     |
| 2人     | 95  | 25.1  | 88   | 33.1  | 2    | -     | 5    | 10.4  | -   | -     |
| 3人     | 49  | 12.9  | 39   | 14.7  | 5    | 8.8   | 5    | 10.4  | -   | -     |
| 4人     | 30  | 7.9   | 19   | 7.1   | 5    | 8.8   | 4    | 8.3   | 2   | 25.0  |
| 5～9人   | 66  | 17.4  | 29   | 10.9  | 18   | 31.6  | 17   | 35.4  | 2   | 25.0  |
| 10～19人 | 28  | 7.4   | 3    | 1.1   | 16   | 28.1  | 6    | 12.5  | 3   | -     |
| 20人以上  | 12  | 3.2   | -    | -     | 8    | 14.0  | 3    | 6.3   | 1   | -     |
| 不詳     | 25  | 6.6   | 17   | 6.4   | 2    | 3.5   | 6    | 12.5  | -   | -     |
| 計      | 379 | 100.0 | 266  | 100.0 | 57   | 100.0 | 48   | 100.0 | 8   | 100.0 |

## (4) 立地別施設数の分布割合

## ① 全国6ブロック分布状況(表16)

「喫茶店」の全国6ブロックの分布状況をみると総数では、最も多いのは「東海・北陸」の96施設：25.3%、次いで「近畿」の85施設：22.4%、3位「関東・甲信越」の78施設：20.6%を順に、「中国・四国」の56施設：14.8%、「九州」の38施設：10.0%、と続き、最も少なかったのは「北海道・東北」の26施設：6.9%である。

表16 経営主体別地域別施設数割合

|        | 総数  |       | 個人経営 |       | 株式会社 |       | 有限会社 |       | その他 |       |
|--------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|        | 施設数 | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数 | (%)   |
| 北海道・東北 | 26  | 6.9   | 19   | 7.1   | 4    | 7.0   | 3    | 6.3   | -   | -     |
| 関東・甲信越 | 78  | 20.6  | 39   | 14.7  | 23   | 40.4  | 13   | 27.1  | 3   | 37.5  |
| 東海・北陸  | 96  | 25.3  | 70   | 26.3  | 9    | 15.8  | 16   | 33.3  | 1   | 12.5  |
| 近畿     | 85  | 22.4  | 60   | 22.6  | 15   | 26.3  | 8    | 16.7  | 2   | 25.0  |
| 中国・四国  | 56  | 14.8  | 48   | 18.0  | 1    | 1.8   | 6    | 12.5  | 1   | 12.5  |
| 九州     | 38  | 10.0  | 30   | 11.3  | 5    | -     | 2    | 4.2   | 1   | 12.5  |
| 計      | 379 | 100.0 | 266  | 100.0 | 57   | 100.0 | 48   | 100.0 | 8   | 100.0 |

② 立地別施設数分布割合（表 17）

「喫茶店」の立地別分布状況をみると総数では、最も多いのは「商業地区」の 37.2%、次いで「住宅地区」の 32.5%を順に、「郊外幹線道路沿い」の 8.7%、「工場・オフィス街」の 6.9%と続き、最も少なかったのは「複合施設内」と「その他」の 6.1%であった。

表17 経営主体別立地条件別施設数割合

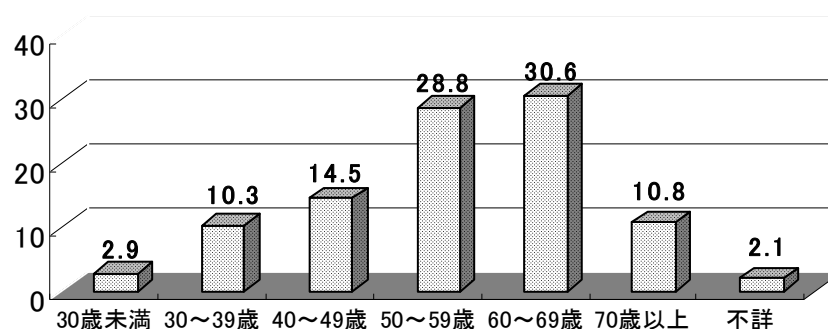
|          | 総数  |       | 個人経営 |       | 株式会社 |       | 有限会社 |       | その他 |       |
|----------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|          | 施設数 | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数 | (%)   |
| 商業地区     | 141 | 37.2  | 94   | 35.3  | 22   | 38.6  | 24   | 50.0  | 1   | 12.5  |
| 住宅地区     | 123 | 32.5  | 103  | 38.7  | 7    | 12.3  | 11   | 22.9  | 2   | 25.0  |
| 工場・オフィス街 | 26  | 6.9   | 19   | 7.1   | 4    | 7.0   | 2    | 4.2   | 1   | 12.5  |
| 郊外幹線道路沿い | 33  | 8.7   | 25   | 9.4   | 3    | 5.3   | 5    | 10.4  | —   | —     |
| 複合施設内    | 23  | 6.1   | 5    | 1.9   | 14   | 24.6  | 2    | 4.2   | 2   | 25.0  |
| その他      | 23  | 6.1   | 12   | 4.5   | 6    | 10.5  | 3    | 6.3   | 2   | 25.0  |
| 不詳       | 10  | 2.6   | 8    | 3.0   | 1    | 1.8   | 1    | 2.1   | —   | —     |
| 計        | 379 | 100.0 | 266  | 100.0 | 57   | 100.0 | 48   | 100.0 | 8   | 100.0 |

（５）経営者の年齢別構成

① 経営者の年齢構成（図 3）

経営者の年齢分布で、多い順に第 1 位は「60～69 歳」の 30.6%、次いで「50～59 歳」が 28.8%、「40～49 歳」が 14.5%、「70 歳以上」が 10.8%と続いている。50 歳以上が 70.2%に達しており、この業界に於いても経営者の高齢化が進んでいることが伺える。

図-3 経営者年齢別構成・総数  
数値: %



② 経営主体別後継者の有無（表 18，次頁参照）

後継者の有無に対する回答の結果をみると、総数で「後継者あり」は 72 施設の 19.0%、「後継者無し」は 274 施設の 72.3%、「不詳」は 33 施設の 8.7%である。経営主体別では個人経営で「後継者あり」は 34 施設の 12.8%、「後継者無し」は 222 施設の 83.5%、「不詳」は 10 施設の 3.8%、株式会社は「後継者あり」が 18 施設の 31.6%、「後継者無し」が 20 施設の 35.1%、「不詳」が 19 施設の 33.3%、有限会社は「後継者あり」が 17 施設の 35.4%、「後継者無し」が 29 施設の 60.4%、「不詳」が 2 施設の 4.2%である。

表18 経営主体別後継者の有無施設数割合

|       | 総数  |       | 個人経営 |       | 株式会社 |       | 有限会社 |       | その他 |       |
|-------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|       | 施設数 | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数 | (%)   |
| 後継者あり | 72  | 19.0  | 34   | 12.8  | 18   | 31.6  | 17   | 35.4  | 3   | 37.5  |
| 後継者無し | 274 | 72.3  | 222  | 83.5  | 20   | 35.1  | 29   | 60.4  | 3   | 37.5  |
| 不詳    | 33  | 8.7   | 10   | 3.8   | 19   | 33.3  | 2    | 4.2   | 2   | 25.0  |
| 計     | 379 | 100.0 | 266  | 100.0 | 57   | 100.0 | 48   | 100.0 | 8   | 100.0 |

## ③ 経営主体別・創業年度別割合（表19）

（図3）で経営者の高齢化の進展状況をみてきたが、ここでは創業年度別経営者の年齢構成をみていく。総数では構成比の多い順に1位は「60～69歳未満」116施設の30.6%、2位が「50～59歳未満」109施設の28.8%、3位が「40～49歳未満」55施設の14.5%となっている。そして4位に「70歳以上」41施設の10.8%が続いている。

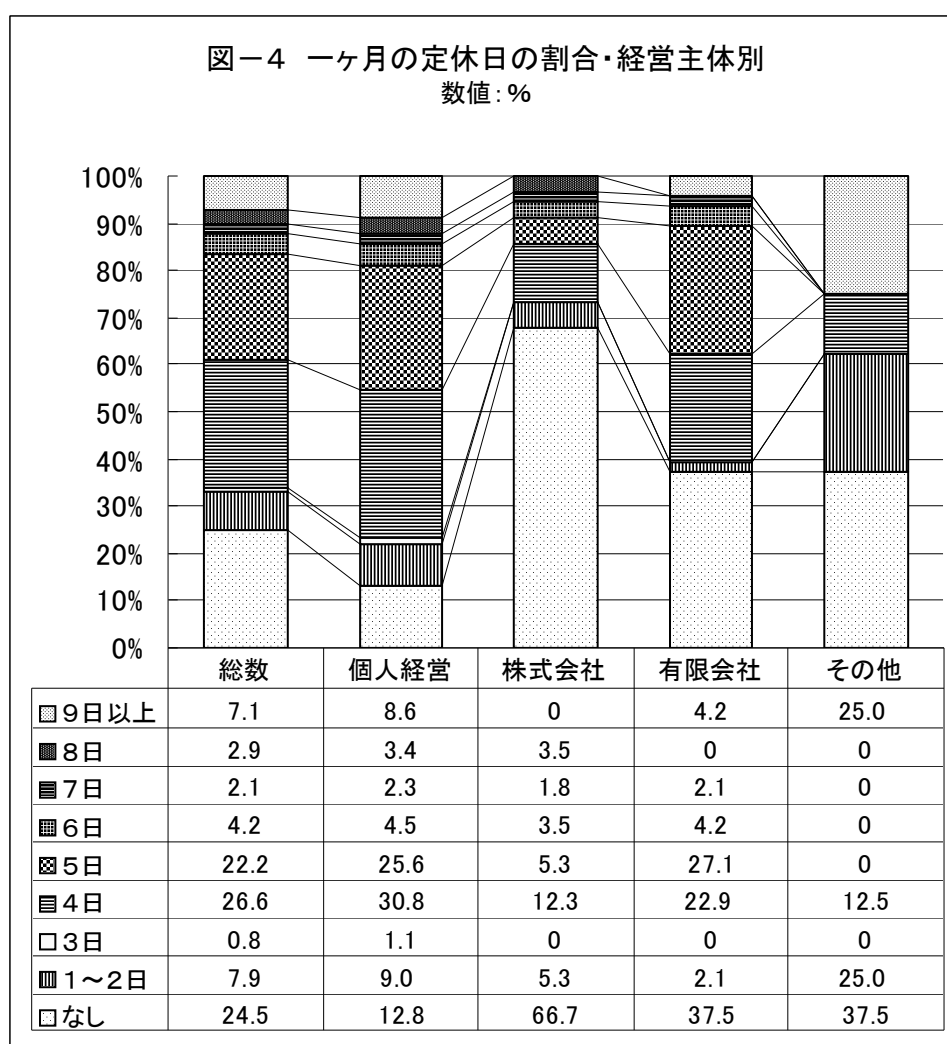
表19 経営主体別経営者年齢別施設数割合

|          | 総数  |       | 個人経営 |       | 株式会社 |       | 有限会社 |       | その他 |       |
|----------|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|          | 施設数 | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数  | (%)   | 施設数 | (%)   |
| 30歳未満    | 11  | 2.9   | 3    | 1.1   | 6    | 10.5  | 2    | 4.2   | —   | —     |
| 30～39歳未満 | 39  | 10.3  | 18   | 6.8   | 14   | 24.6  | 6    | 12.5  | 1   | 12.5  |
| 40～49歳未満 | 55  | 14.5  | 32   | 12.0  | 13   | 22.8  | 10   | 20.8  | —   | —     |
| 50～59歳未満 | 109 | 28.8  | 85   | 32.0  | 6    | 10.5  | 14   | 29.2  | 4   | 50.0  |
| 60～69歳未満 | 116 | 30.6  | 97   | 36.5  | 9    | 15.8  | 8    | 16.7  | 2   | 25.0  |
| 70歳以上    | 41  | 10.8  | 30   | 11.3  | 3    | 5.3   | 7    | 14.6  | 1   | 12.5  |
| 不詳       | 8   | 2.1   | 1    | 0.4   | 6    | 10.5  | 1    | 2.1   | —   | —     |
| 計        | 379 | 100.0 | 266  | 100.0 | 57   | 100.0 | 48   | 100.0 | 8   | 100.0 |

## 2 「喫茶店」の営業

### (1) 定休日

定休日を設けていないのは、総数が24.5%で、経営主体別では数値の大きい順に株式会社が66.7%、有限会社とその他が共に37.5%、個人経営が12.8%である。(図4)



1施設当たりの1ヶ月平均定休日の日数をみると、総数は3.7日、個人経営は4.3日、株式会社は1.4日で一番少なく、有限会社は3.1日、その他が4.0日である。(表20)

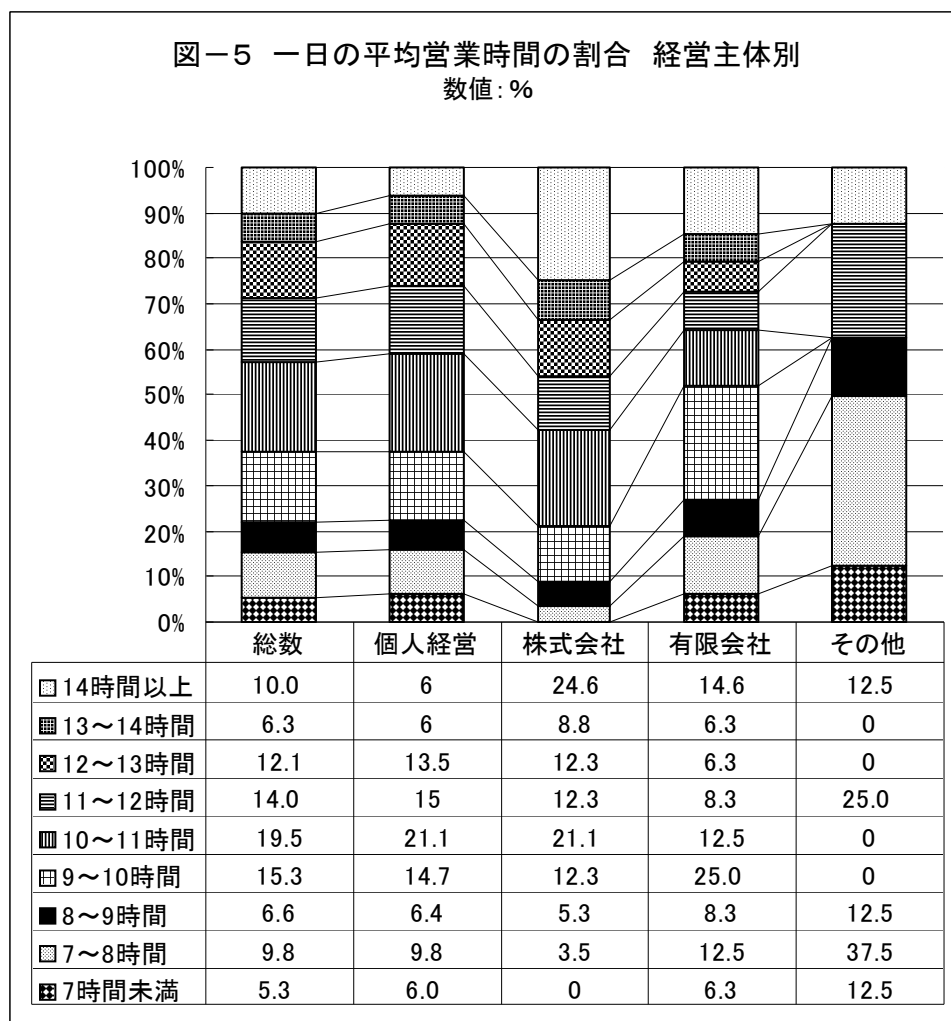
表20 一施設当たり平均定休日数

| 総数  | 個人経営 | 株式会社 | 有限会社 | その他 |
|-----|------|------|------|-----|
| 3.7 | 4.3  | 1.4  | 3.1  | 4.0 |

## （２）営業時間

### ① 営業時間（図５）

営業時間をみると、最も多い時間帯は、１位が総数で「１０～１１時間」の１９．５％、個人経営が２１．１％、株式会社は「１４時間以上」で２４．６％、有限会社は「９～１０時間」で２５．０％となっている。２位は総数で「９～１０時間」の２５．０％、個人経営が１４．７％、株式会社は「１０～１１時間」で２１．１％、有限会社は「１４時間以上」で１４．６％である。３位は総数では「１１～１２時間」の１４．０％、個人経営は「１２～１３時間」で１３．５％、株式会社は「９～１０時間」「１１～１２時間」「１２～１３時間」が共に１２．３％、有限会社は「１０～１１時間」と「７～８時間」が共に１２．５％である。



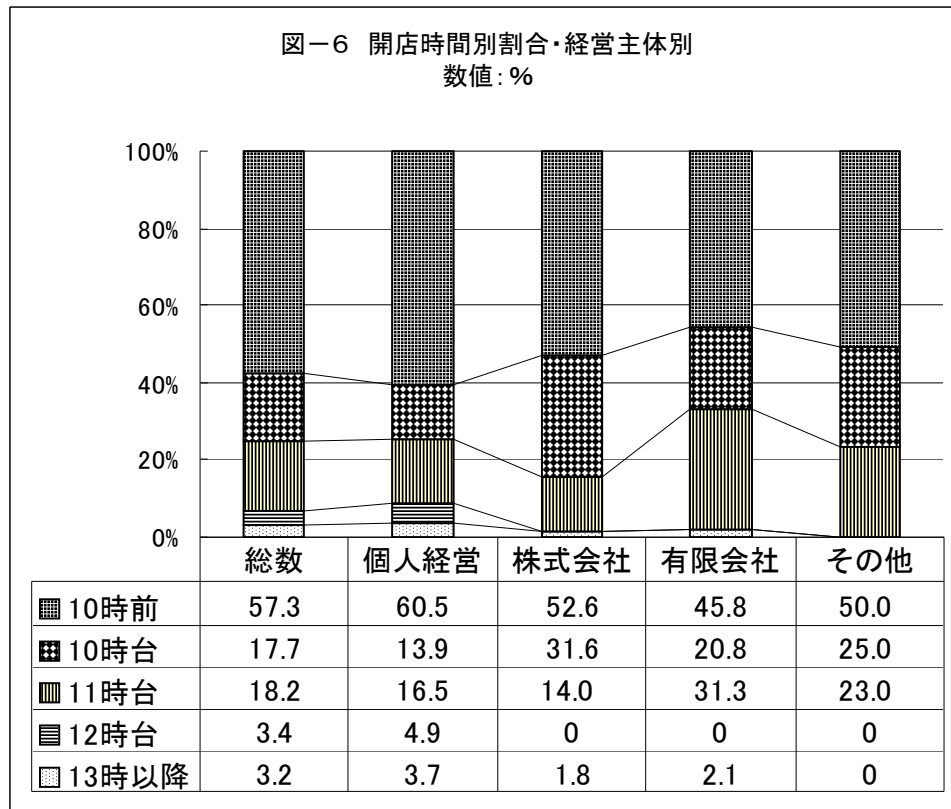
１施設当たりの平均営業時間をみると、総数は１０．２時間、個人経営は１０．０時間、株式会社は１１．４時間、有限会社は１０．２時間で大きな開きはみられない。（表２１）

表21 一施設当たり平均営業時間

| 総数   | 個人経営 | 株式会社 | 有限会社 | その他 |
|------|------|------|------|-----|
| 10.2 | 10.0 | 11.4 | 10.2 | 8.6 |

② 開店時間（図 6）

開店時間をみると、最も多い時間帯は、経営主体全て 1 位が「10 時前」で、総数では 57.3%、個人経営で 60.5%、株式会社は 52.6%、有限会社は 45.8%、その他は 50.0%となっている。10 時台から 11 時台に経営主体のほとんどが開店している。

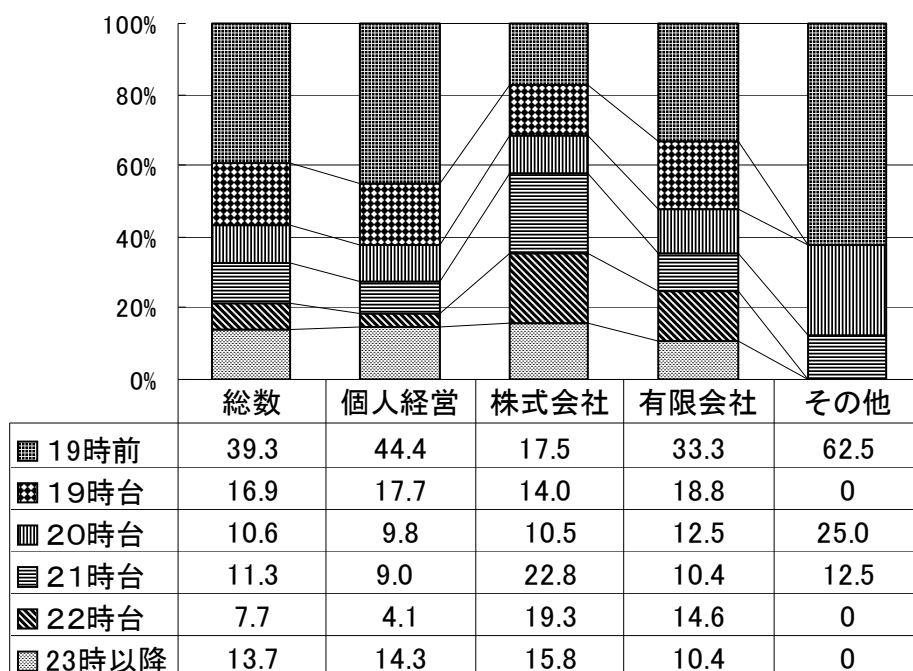


③ 閉店時間（図 7，次頁参照）

閉店時間は開店時間よりも数値にばらつきがある。「19 時前」と「19 時台」を合計すると、総数は 56.2%、個人経営は 62.1%、株式会社は 31.5%、有限会社は 52.1%、その他は 62.5%である。

「23 時以降」に比率では総数は 13.7%、個人経営は 14.3%、株式会社は 15.8%、有限会社は 10.4%、その他は 0%である。

図－7 閉店時間別割合・経営主体別  
数値：％

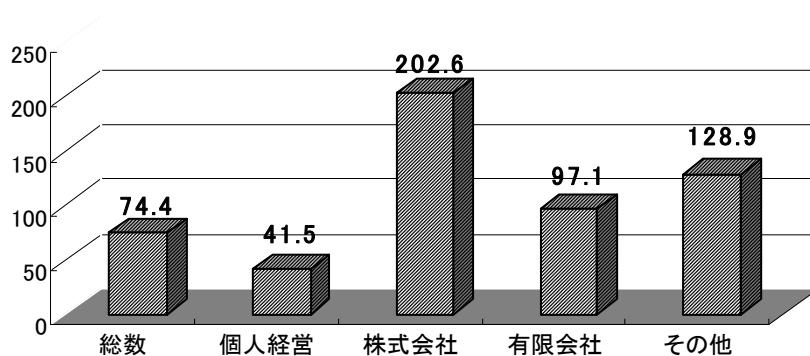


### (3) 1日平均利用客数及び客単価

#### ① 1日当たりの平均利用客数（図8）

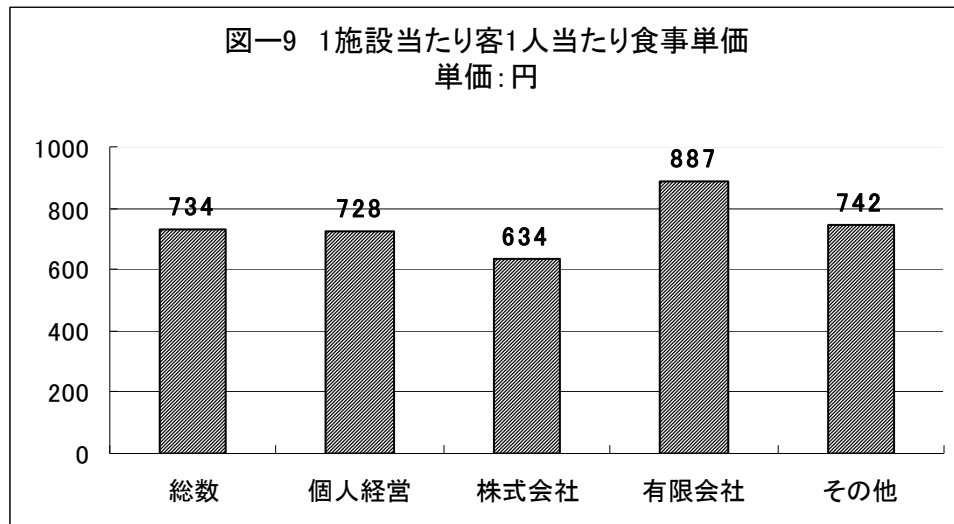
1施設の1日当たりの平均利用客数は、多い順にみると、株式会社の202.6人、その他の128.9人、有限会社の97.1人、個人経営の41.5人で、総数は74.4人である。

図－8 一施設一日当り平均利用客数  
総数 数値：人



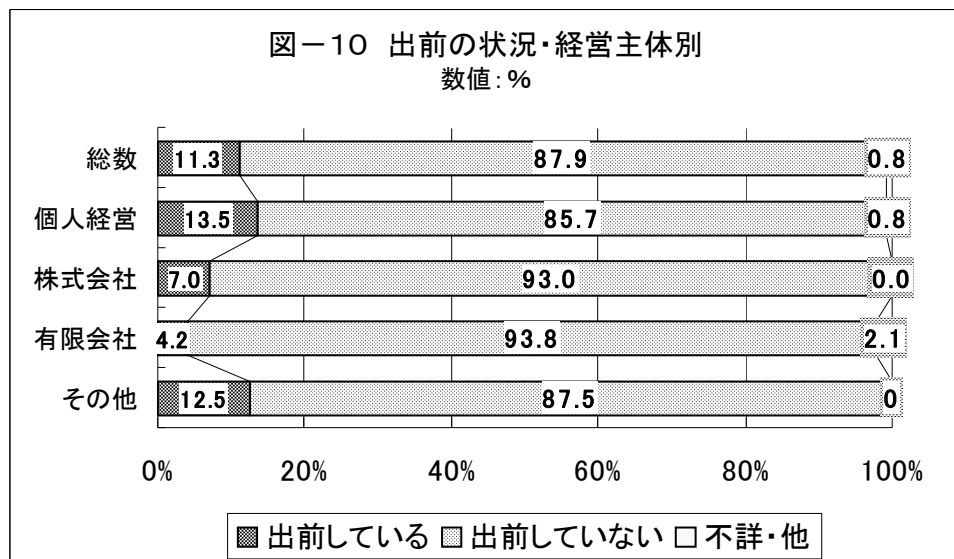
② 1施設当たり客1人当たり食事単価（図9）

1施設当たり客1人当たり食事単価をみると、大きな開きはみられない。単価の高い順にみると、1位は有限会社の887円、2位はその他の742円、3位は個人経営の728円、5位は株式会社の634円であり、総数は734円である。



③ 出前の状況（図10）

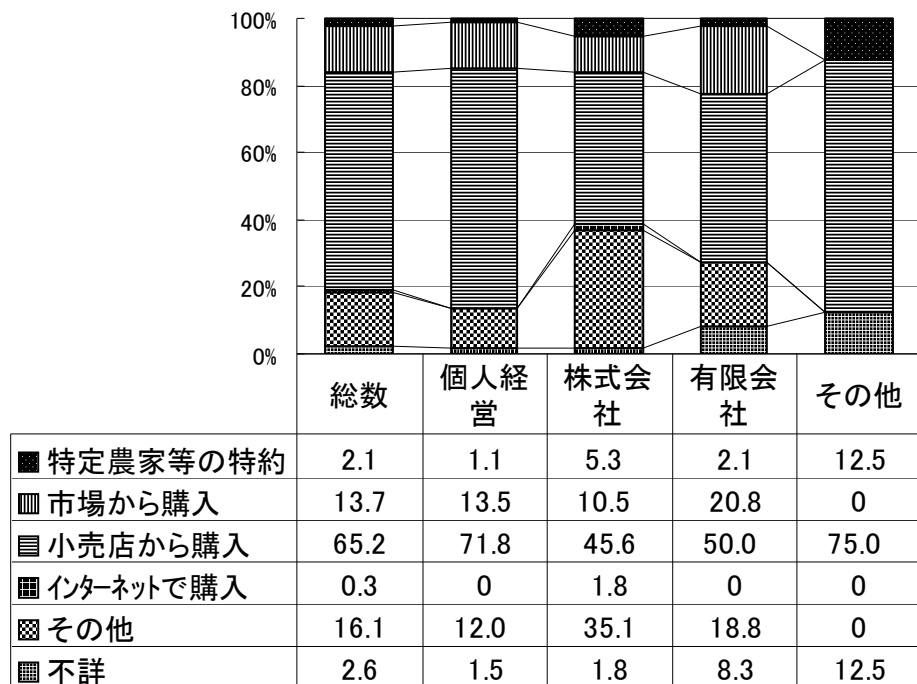
出前の割合をみると、出前をしている割合は総数で11.3%、個人経営が13.5%、株式会社が7.0%、有限会社が4.2%と低い比率である。



#### (4) 主な食材購入方法

主な食材購入方法をみると総数では、1位は「小売店から購入」が65.2%、2位は「その他」が16.1%、3位は「市場からの購入」が13.7%、4位は「不詳」が2.6%、5位は「特定農家等の特約」が2.1%、6位は「インターネットで購入」が0.3%となっている。業種的に食材購入がメインの業種でないことが数値に現れている。(図11)

図ー11 主な食材の購入方法・経営主体別  
数値: %



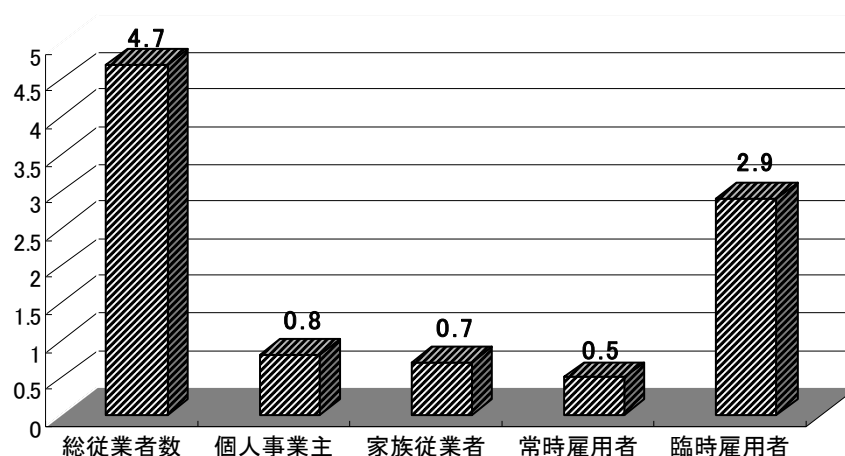
### 3 「喫茶店」の従業者と労働条件

#### (1) 1施設当たり雇用形態別平均従業者数

1施設当たり総従業者数は4.7人で、内訳は「個人事業主」の0.8人、「家族従業者」の0.7人、「常時雇用者」の0.5人、「臨時雇用者」の2.9人となっている。

経営主体別では、「総従業者」の最も多いのは、「株式会社」の10.9人、次いで「有限会社」の7.7人、3番目は「個人経営」の2.6人である（その他を除く）。（図12）

図一12 1施設当たり雇用形態別平均従業者数  
総数 数値:人



経営主体別雇用形態別平均従業者数

|      | 総従業員数 | 個人事業主 | 家族従業者 | 常時雇用者 | 臨時雇用者 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数   | 4.7   | 0.8   | 0.7   | 0.5   | 2.9   |
| 個人経営 | 2.6   | 0.8   | 0.7   | 0.1   | 1.0   |
| 株式会社 | 10.9  | 0.4   | —     | 1.4   | 9.1   |
| 有限会社 | 7.7   | 1.0   | 0.1   | 1.4   | 5.2   |
| その他  | 11.1  | 1.1   | —     | 2.0   | 8.0   |

#### (2) 常時雇用者の平均在勤年数

##### ① 常時雇用者（男・女）の平均在勤年数分布（図13，次頁参照）

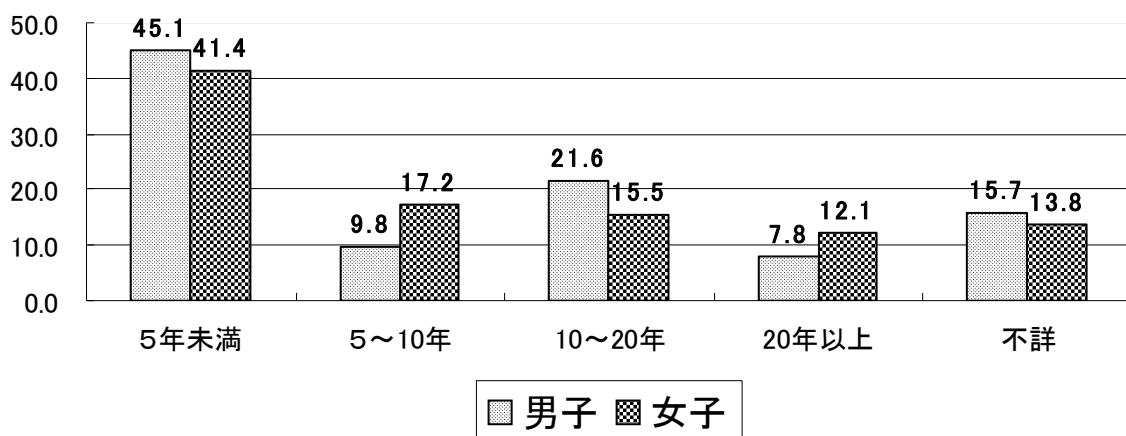
常時雇用者（男・女）の平均在勤年数分布をみたのが図13である。男子をみると、最も多いのは「5年未満」の45.1%、次いで「10～20年」の21.6%、3位は「5～10年」の9.8%である。

女子では、最も多いのは「5年未満」の41.4%、次いで「5～10年」の17.2%、3位は「10～20年」の15.5%である（不詳を除く）。

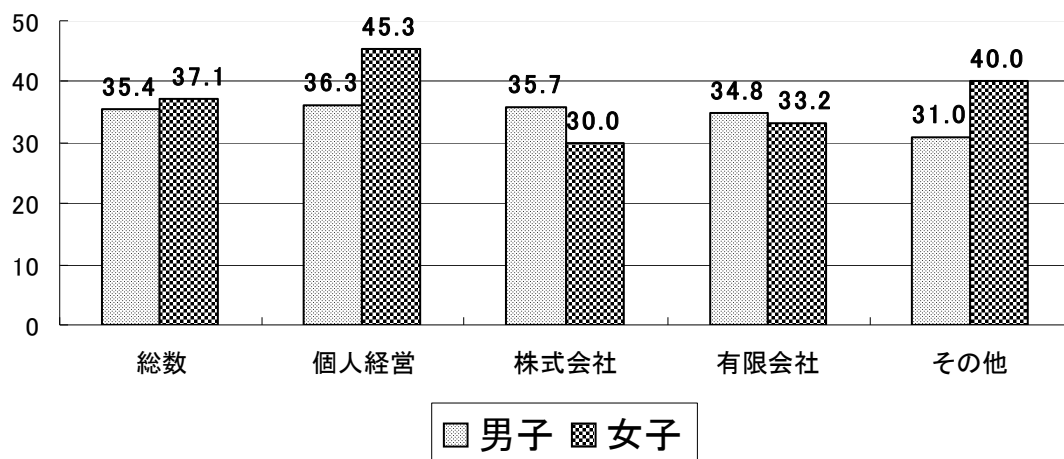
##### ② 常時雇用者の1施設当たり平均年齢（図14，次頁参照）

1施設当たり平均年齢をみると、総数では男子が35.4歳、女子が37.1歳とその差は少ない。個人経営は男子が36.3歳、女子が45.3歳と女子が9歳高い数値である。株式会社及び有限会社では男子の方が平均年齢が高いが僅差である。経営主体別でも平均年齢の大きな開きはみられない（その他を除く）。

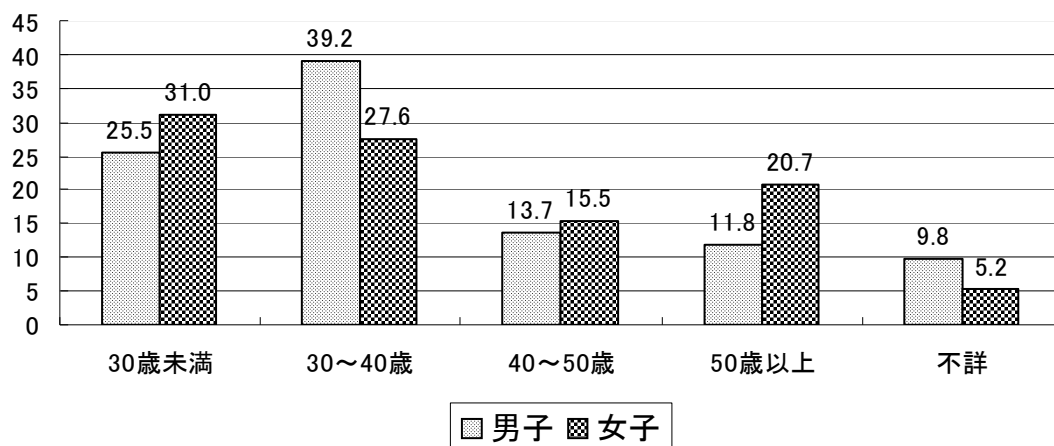
図一13 常時雇用者平均在勤年数別割合・総数  
数値：%



図一14 1施設当り平均年齢 経営主体別  
数値：年齢



図一15 常時雇用者1施設当り年齢別構成割合・総数  
常時雇用者 数値：%



③ 常時雇用者の1施設当たり年齢別構成（図15，前頁参照）

総数でみると、男子では一番高い割合は「30～40歳」の39.2％で、一番低い割合が「50歳以上」の11.8％で、その差は27.4ポイントである。

女子の場合は一番高い割合は「30歳未満」の31.0％で、一番低い割合が「40～50歳」の15.5％で、その差は15.5ポイントである。

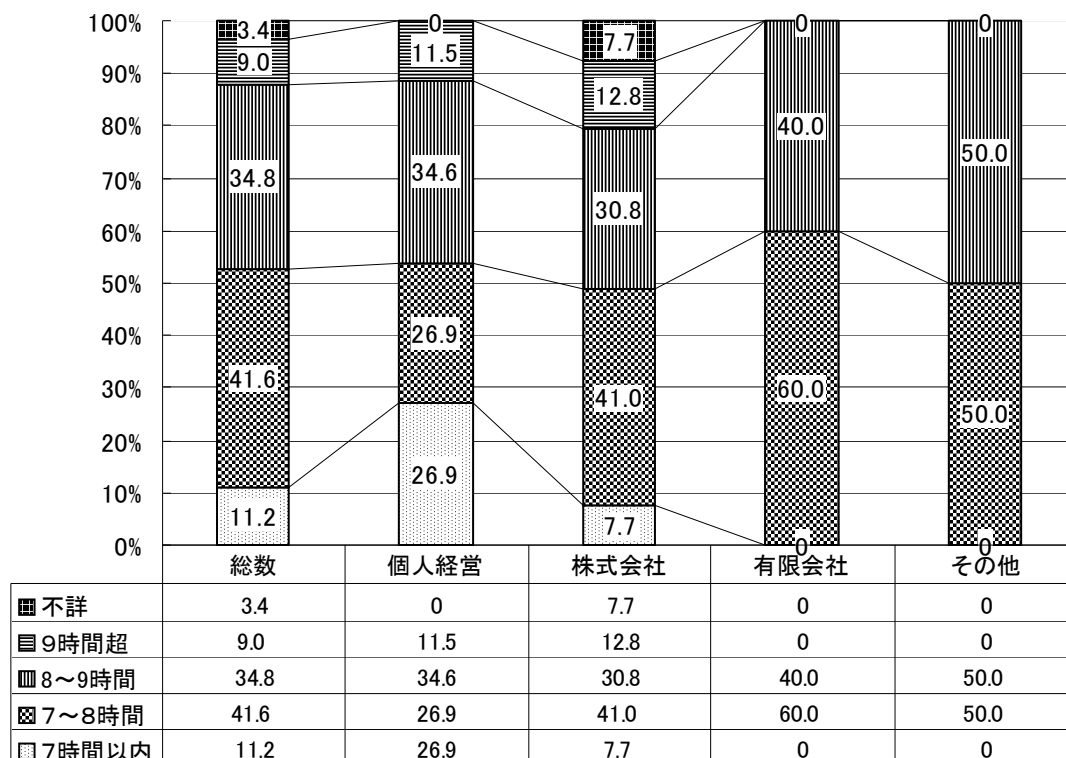
（3）常時雇用者の労働時間及び休日数

① 常時雇用者の1日平均労働時間（図16）

常時雇用者の1日平均労働時間を経営主体別にみたのが図16である。

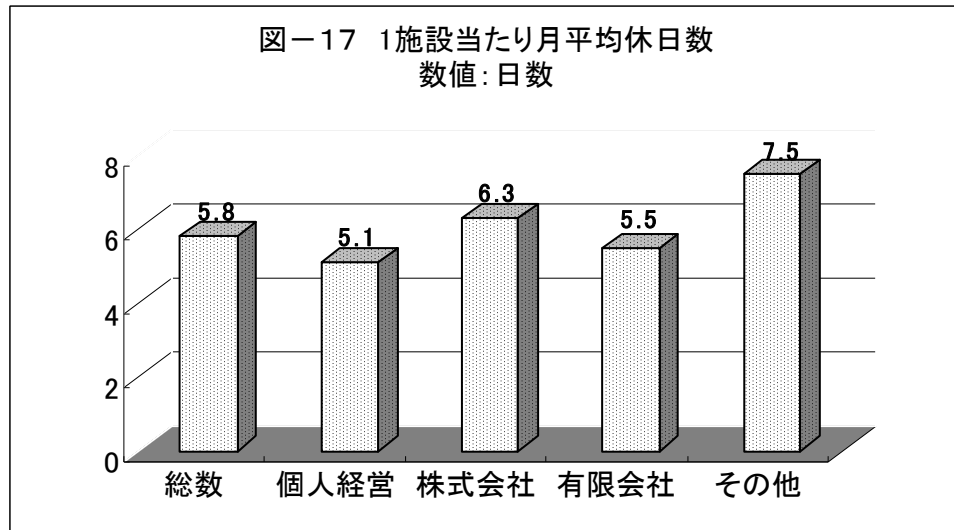
総数では、「7～8時間」の41.6％が最も多く、次いで「8～9時間」の34.8％でこの二つの合計は76.4％。3番目に多いのが「7時間以内」の11.2％、4番目が「9時間超」の9.0％である。経営主体別にみると、個人経営は「8～9時間」が34.6％で一番多く、「7～8時間」と「7時間以内」が共に26.9％であり、「9時間超」が11.5％と続いている。株式会社は「7～8時間」の41.0％が一番多く、次いで「8～9時間」の30.8％、「9時間超」の12.8％と続いている。株式会社は「7～8時間」の41.0％が一番多く、次いで「8～9時間」の30.8％、「9時間超」の12.8％と続いている。有限会社は「7～8時間」の60.0％が一番多く、次いで「8～9時間」の40.0％である。有限会社は「7～8時間」の60.0％が一番多く、次いで「8～9時間」の40.0％である。その他の場合は「8～9時間」の50.0％が一番多く、次いで「7～8時間」の50.0％である。

図一16 1日平均労働時間階層別割合・経営主体別  
数値：％  
「常時雇用者」



② 月平均休日数（図 17）

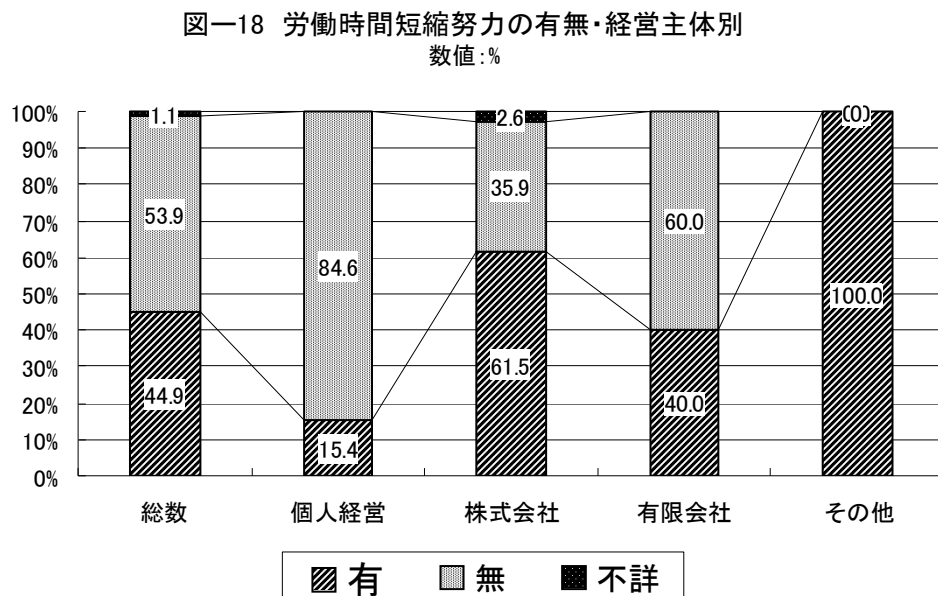
常時雇用者の月平均休日数を経営主体別にみたのが図 17 である。大きな開きはみられない。休日数の多い順にみると、1 位は「株式会社」の 6.3 日、2 位は「有限会社」の 5.5 日、「個人経営」は 5.1 日である（その他は割愛）。



(4) 労働時間短縮努力の有無及び内容（アンケート回答数 89 企業）

① 労働時間短縮努力の有無（図 18）

労働時間短縮努力の有無については、総数では「努力有り」が 44.9% にすぎない。「努力有り」について個人経営は 15.4%、株式会社は 61.5%、有限会社は 40.0% と株式会社が 6 割強の数値である（その他は割愛）。



② 労働時間短縮努力内容（表２２）

労働時間短縮努力内容を総数でみると「週休２日」が２０．２％、「計画休暇制度」が１６．９％、「設備導入省力化」が１．１％、「その他」が６．７％となっている。

表22 労働時間短縮努力内容の構成割合・経営主体別

|      | 総数 | 努力有り施設 |       | 努力有りの労働短縮努力項目別割合(重複回答) |      |        |      |         |     |     |      |     |      |
|------|----|--------|-------|------------------------|------|--------|------|---------|-----|-----|------|-----|------|
|      |    |        |       | 週休2日                   |      | 計画休暇制度 |      | 設備導入省力化 |     | その他 |      | 不詳  |      |
|      |    | 数      | (%)   | 企業数                    | (%)  | 企業数    | (%)  | 企業数     | (%) | 企業数 | (%)  | 企業数 | (%)  |
| 総数   | 89 | 40     | 44.9  | 18                     | 20.2 | 15     | 16.9 | 1       | 1.1 | 6   | 6.7  | 1   | 1.1  |
| 個人経営 | 26 | 4      | 15.4  | 2                      | 7.7  | 2      | 7.7  | -       | -   | -   | -    | -   | -    |
| 株式会社 | 39 | 24     | 61.5  | 12                     | 30.8 | 7      | 17.9 | 1       | 2.6 | 4   | 10.3 | -   | -    |
| 有限会社 | 20 | 8      | 40.0  | 3                      | 15.0 | 5      | 25.0 | -       | -   | 1   | 5.0  | -   | -    |
| その他  | 4  | 4      | 100.0 | 1                      | 25.0 | 1      | 1.0  | -       | -   | 1   | 25.0 | 1   | 25.0 |

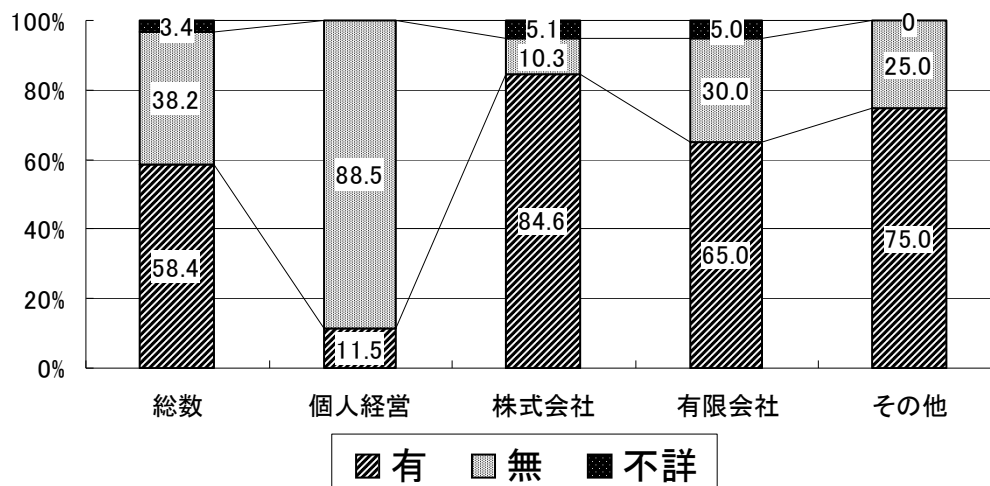
（５）就業規則の有無及び内容

① 就業規則の有無（図１９）

就業規則の有無については、総数では「有り」が５８．４％である。「有り」について個人経営は１１．５％、株式会社は８４．６％、有限会社は６５．０％となっている。

図一19 就業規則の有無・経営主体別

数値：％



② 就業規則項目別整備状況（表２３，次頁参照）

就業規則項目整備状況では、総数をみると、「賃金」は４４施設で４９．４％、「退職手当」は２８施設で３１．５％、「休暇」は４４施設で４９．４％、「職業訓練」は１３施設で１４．６％、「その他」は７施設で７．９％である。

表23 就業規則項目整備状況

|      | 総数 | 規則有り<br>施設 |      | 規則規則有り回答の項目別割合(重複回答) |      |      |      |     |      |      |      |     |      |     |      |
|------|----|------------|------|----------------------|------|------|------|-----|------|------|------|-----|------|-----|------|
|      |    |            |      | 賃金                   |      | 退職手当 |      | 休暇  |      | 職業訓練 |      | その他 |      | 不詳  |      |
|      |    | 数          | (%)  | 企業数                  | (%)  | 企業数  | (%)  | 企業数 | (%)  | 企業数  | (%)  | 企業数 | (%)  | 企業数 | (%)  |
| 総数   | 89 | 52         | 58.4 | 44                   | 49.4 | 28   | 31.5 | 44  | 49.4 | 13   | 14.6 | 7   | 7.9  | 1   | 1.1  |
| 個人経営 | 26 | 3          | 11.5 | 3                    | 11.5 | —    | —    | —   | —    | —    | —    | —   | —    | —   | —    |
| 株式会社 | 39 | 33         | 84.6 | 28                   | 71.8 | 23   | 59.0 | 20  | 51.3 | 11   | 28.2 | 5   | 12.8 | —   | —    |
| 有限会社 | 20 | 13         | 65.0 | 11                   | 55.0 | 4    | 20.0 | 10  | 50.0 | 1    | 5.0  | 2   | 10.0 | —   | —    |
| その他  | 4  | 3          | 75.0 | 2                    | 50.0 | 1    | 25.0 | 2   | 50.0 | 1    | 25.0 | —   | —    | 1   | 25.0 |

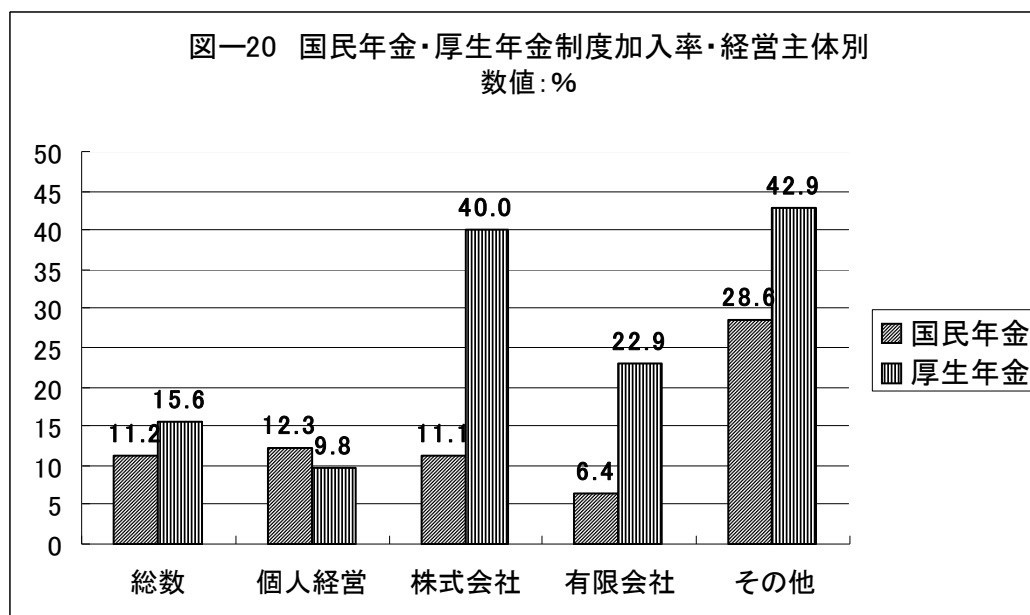
## (6) 国民年金・厚生年金制度への加入状況

## ① 国民年金基金加入状況

国民年金基金に加入している比率は総数でみると、加入率は11.2%であり「個人経営」では12.3%、「株式会社」は11.1%、「有限会社」は6.4%、「その他」は28.6%であるが加入率は低い。(図20)

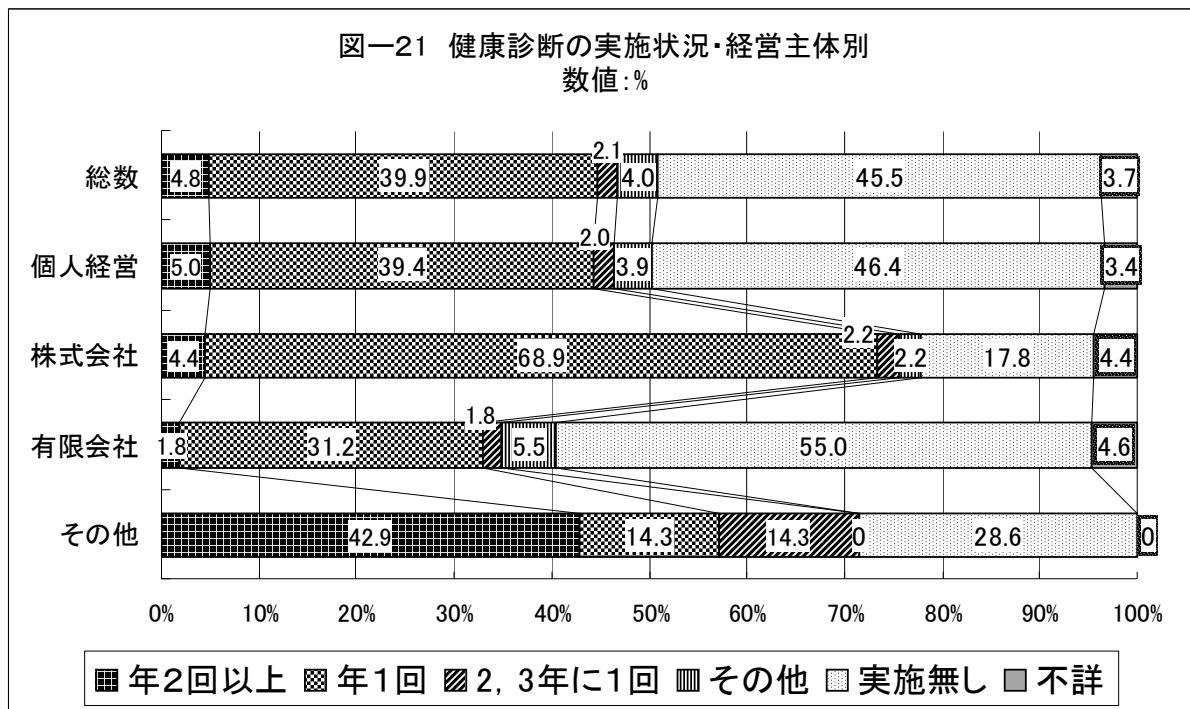
## ② 厚生年金基金加入状況

厚生年金基金に加入している比率は総数でみると、加入率は15.6%であり「個人経営」では9.8%、「株式会社」は40.0%、「有限会社」は22.9%、「その他」は42.9%で加入率は低い、国民年金基金への加入率に比べて、個人経営以外は厚生年金基金への加入率は高い。



### (7) 健康診断の実施状況

健康診断の実施状況は、総数でみると、何らかの形で実施していない施設は45.5%にのぼる。実施回数をみると、「年1回」が各経営主体で群を抜いて多い割合であり、総数が39.9%、個人経営が39.4%、株式会社が68.9%で、有限会社が31.2%である。(図21)



## 4 施設・設備の整備状況

### (1) 土地・建物の所有状況

#### ① 土地・建物の所有状況（表24）

土地・建物の所有状況をみると、総数では「土地・建物とも借用」が1位であり52.2%、2位は「土地・建物とも自己所有」で32.2%である。この二者の合計は84.4%になる。経営主体別でみると、個人経営は「土地・建物とも借用」が1位であり51.9%、2位は「土地・建物とも自己所有」で38.3%である。株式会社は「土地・建物とも借用」が61.4%である。有限会社は個人経営と比率が似ており「土地・建物とも借用」が1位で43.8%、2位は「土地・建物とも自己所有」で31.3%である。

表24 土地の所有状況・経営主体別

|      | 土地・建物とも自己所有 | 土地のみ自己所有 | 建物のみ自己所有 | 土地・建物とも借用 | その他  | 不詳   |
|------|-------------|----------|----------|-----------|------|------|
| 総数   | 32.2        | —        | 5.3      | 52.2      | 5.0  | 5.3  |
| 個人経営 | 38.3        | —        | 2.6      | 51.9      | 4.1  | 3.0  |
| 株式会社 | 8.8         | —        | 10.5     | 61.4      | 10.5 | 8.8  |
| 有限会社 | 31.3        | —        | 8.3      | 43.8      | 4.2  | 12.5 |
| その他  | —           | —        | 37.5     | 50.0      | —    | 12.5 |

数値：%

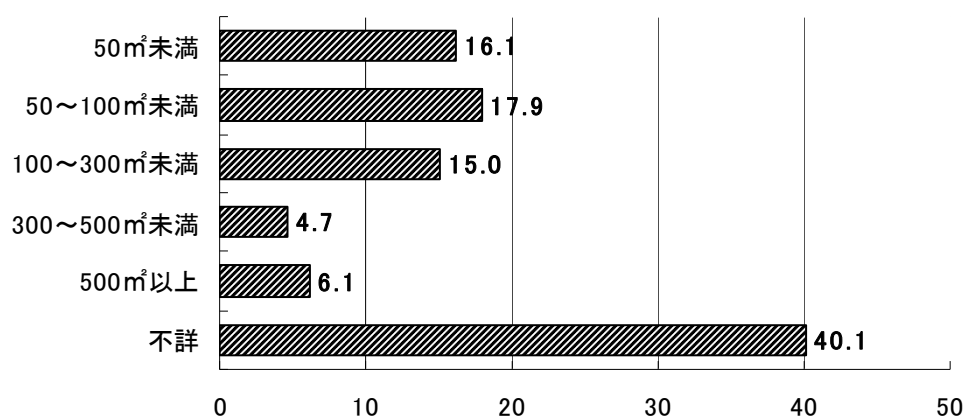
#### ② 土地面積の所有状況（図22，次頁参照表25）

##### (a) 総数

土地面積所有状況を総数でみると、1位が「50～100㎡」で17.9%、2位が「50㎡未満」で16.1%、3位が「100～300㎡」で15.0%、4位が「500㎡以上」で6.1%、5位が「300～500㎡」で4.7%とあるが「不詳」の回答が40.1%と高い数値である。

図-22 土地面積の所有状況・総数

数値：%



(b) 経営主体別 (表 25)

土地面積の所有状況を経営形態別でみると、個人経営は1位が「50～100㎡」で19.9%、2位が「50㎡未満」で19.5%と僅差で、3位が「100～300㎡」で15.8%である。株式会社も個人経営とよく似たランクで数値も1位の「50～100㎡」12.3%から3位の「50㎡未満」7.0%までは12.3%～7.0%と大きな開きはみられない。有限会社は1位が「50㎡以上」で16.7%、2位が「100～300㎡」で14.6%、3位「50～100㎡」で12.5%であり数値の開きは少ない。

表25 土地面積の所有状況・経営主体別

|      | 50㎡未満 | 50～100㎡未満 | 100～300㎡未満 | 300～500㎡未満 | 500㎡以上 | 不詳   |
|------|-------|-----------|------------|------------|--------|------|
| 総数   | 16.1  | 17.9      | 15.0       | 4.7        | 6.1    | 40.1 |
| 個人経営 | 19.5  | 19.9      | 15.8       | 4.9        | 4.5    | 35.3 |
| 株式会社 | 7.0   | 12.3      | 8.8        | 3.5        | 5.3    | 63.2 |
| 有限会社 | 10.4  | 12.5      | 14.6       | 6.3        | 16.7   | 39.6 |
| その他  | -     | 25.0      | 37.5       | -          | -      | 37.5 |

数値: %

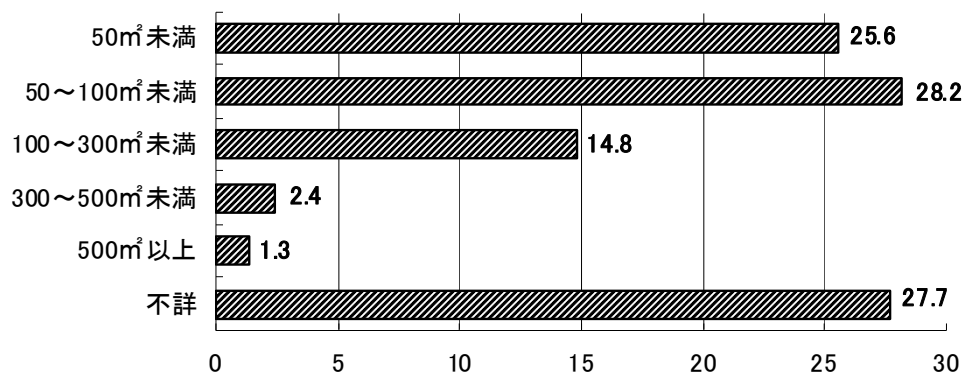
③ 建物の延べ床面積状況 (図 23, 表 26, 次頁参照)

(a) 総数 (図 23)

建物の延べ床面積状況を総数でみると、「不詳」の27.7%を除く72.3%中、50㎡から300㎡までの合計が68.6㎡でほとんどを占めている。内訳は1位が「50～100㎡」で28.2%、2位が「50㎡未満」で25.6%、3位が「100～300㎡」で14.8%である。

図-23 建物総床面積・総数

数値: %



(b) 経営主体別 (表 26, 次頁参照)

経営主体別に床面積の状況をみると、個人経営は1位が「50㎡未満」で32.0%、2位が「50～100㎡未満」で31.6%、3位が「100～300㎡」で10.5%である。株式会社は1位が「50～100㎡未満」と「100～300㎡」が共に19.3%で、3位が「50㎡未満」で8.8%である。有限会社は「100～300㎡」が31.3%で1位、2位は「50～100㎡未満」で20.8%、3位は「50㎡未満」の14.6%である。

表26 建物延床面積・経営主体別

|      | 50㎡未満 | 50～100㎡<br>未満 | 100～300㎡<br>未満 | 300～500㎡<br>未満 | 500㎡以上 | 不詳   |
|------|-------|---------------|----------------|----------------|--------|------|
| 総数   | 25.6  | 28.2          | 14.8           | 2.4            | 1.3    | 27.7 |
| 個人経営 | 32.0  | 31.6          | 10.5           | 3.0            | 0.8    | 22.2 |
| 株式会社 | 8.8   | 19.3          | 19.3           | －              | 1.8    | 50.9 |
| 有限会社 | 14.6  | 20.8          | 31.3           | 2.1            | 4.2    | 27.1 |
| その他  | －     | 25.0          | 25.0           | －              | －      | 50.0 |

数値：％

## ④ 1施設当たり平均・土地面積と延床面積（表27）

1施設当たり平均・土地面積と延床面積は、総数でみると、「土地面積」が310㎡、「床面積」が101㎡である。個人経営と法人企業では大きな開きがみられる。

(a) 土地面積では、1位が「有限会社」で854㎡、2位が「株式会社」で310㎡、3位が「個人経営」で224㎡であり、有限会社と個人経営の差は630㎡である。

(b) 床面積では、1位が「有限会社」で154㎡、2位が「株式会社」で115㎡、3位が「個人経営」で89㎡であり、有限会社と個人経営の差は65㎡である。

表27 1施設当たり土地平均面積と床平均面積数(経営主体別)

|        | 総数  | 個人経営 | 株式会社 | 有限会社 | その他 |
|--------|-----|------|------|------|-----|
| 土地平均面積 | 310 | 224  | 310  | 854  | 117 |
| 床平均面積  | 101 | 89   | 115  | 154  | 110 |

数値は実数、単位は(㎡)

## ⑤ 1施設当たり平均・客席数と個室数（表28）

経営主体別に客席数と個室数の比較をみていく。

## (a) 平均客席数

総数は「30.7席」であるが、株式会社が「46.3席」で一番多く、次いで有限会社の「41.4席」、3位は個人経営で「25.5席」である。株式会社と個人経営の差は20.8席の差である。

## (b) 平均個室数

平均個室数の差はほとんどみられない。総数で「0.3室」、一番多い個人経営が「0.4室」で、少ない株式会社と有限会社は共に「0.2室」であり、差は小さい。

表28 1施設当たり平均客席数と平均個室数(経営主体別)

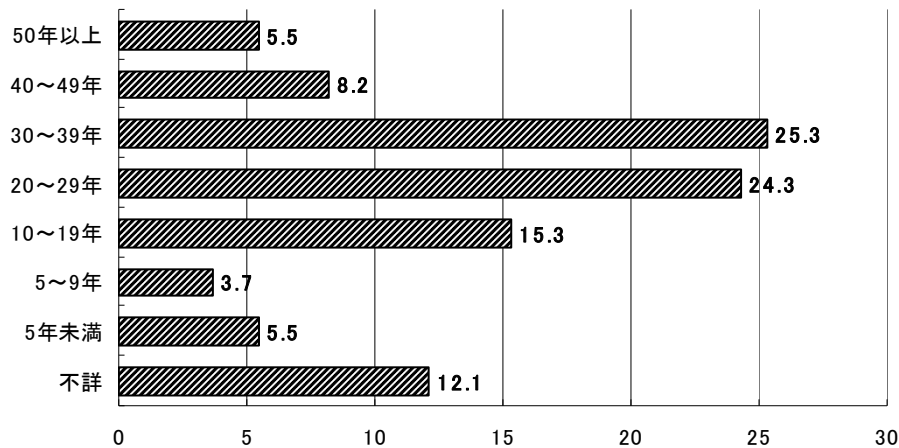
|     | 総数   | 個人経営 | 株式会社 | 有限会社 | その他  |
|-----|------|------|------|------|------|
| 客席数 | 30.7 | 25.5 | 46.3 | 41.4 | 39.6 |
| 個室数 | 0.3  | 0.4  | 0.2  | 0.2  | 0.4  |

数値は実数

⑥ 建物建築年数（図 2 4，表 2 9）

（a）建物建築年数を総数でみると、「30～39年」が25.3％、次いで「20～29年」が24.3％で、この二者が他を大きくリードしている。3番目が「10～19年」の15.3％である。

図-24 建物の築年数・総数  
数値：％



（b）建物建築年数を経営主体別（表 2 9）にみると、個人経営は総数とよく似た傾向がみられ、1位が「30～39年」で29.3％、次いで「20～29年」が26.7％、3番目が「10～19年」の13.9％である。株式会社の1位は「20～29年」が24.6％、2位が「10～19年」の17.5％、3位が「5年未満」の15.8％と続いている。有限会社の1位は「30～39年」で20.8％、2位は「10～19年」の18.8％、3位は「5年未満」と「20～29年」が共に12.5％である。

表29 建物築年数

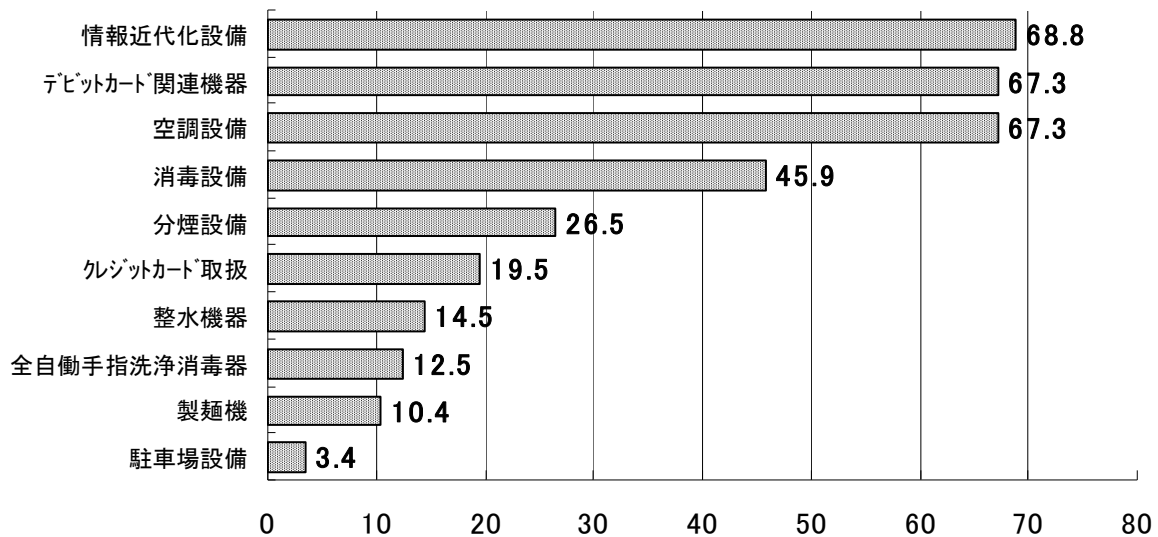
|      | 5年未満 | 5～9年 | 10～19年 | 20～29年 | 30～39年 | 40～49年 | 50年以上 | 不詳   |
|------|------|------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
| 総数   | 5.5  | 3.7  | 15.3   | 24.3   | 25.3   | 8.2    | 5.5   | 12.1 |
| 個人経営 | 1.5  | 1.5  | 13.9   | 26.7   | 29.3   | 9.8    | 6.4   | 10.9 |
| 株式会社 | 15.8 | 8.8  | 17.5   | 24.6   | 12.3   | 1.8    | 5.3   | 14.0 |
| 有限会社 | 12.5 | 10.4 | 18.8   | 12.5   | 20.8   | 6.3    | 2.1   | 16.7 |
| その他  | 25.0 | -    | 25.0   | 12.5   | 12.5   | 12.5   | -     | 12.5 |

数値：％

（2）保有設備の状況

保有設備の状況では、設備の多い順に、1位は「情報近代化設備」で68.8％、2位は「デビットカード関連機器」と「空調設備」が共に67.3％で以上が上位にあり、次いで、4位は「消毒設備」で45.9％、5位は「分煙設備」で26.5％、6位は「クレジットカード取扱」で19.5％となっている。（図 2 5，次頁参照）

図一25 設備等の状況・経営主体別  
数値: %

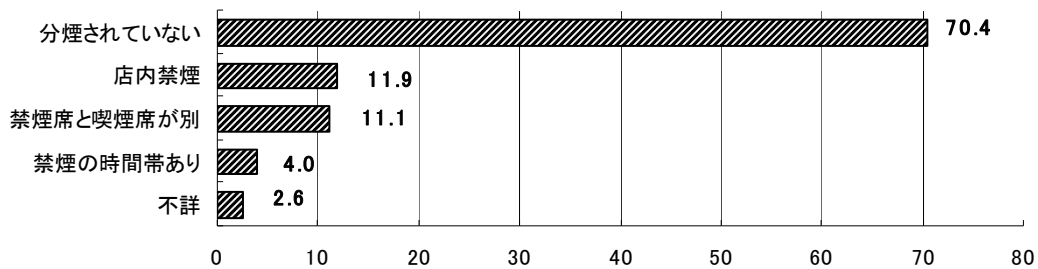


### (3) 分煙の状況

#### ① 総数 (図 26)

分煙の状況をみると、「分煙されていない」が70.4%で圧倒的に高い数値である。「店内禁煙」は11.9%で「禁煙席と喫煙席の分かれている」が11.1%と低い数値である。その他「禁煙の時間帯を設けている」が4.0%となっている。

図一26 分煙の状況・総数  
数値: %



#### ② 経営主体別 (表 30)

分煙の状況を経営主体別にみると、「分煙されていない」が総数は70.4%、個人経営では83.1%で圧倒的に高い数値であり、株式会社は29.8%、有限会社は54.2%となっている。株式会社の1位は「禁煙席と喫煙席の分かれている」が45.6%と高い数値である。

表30 分煙の状況(経営主体別)

|           | 総数   | 個人経営 | 株式会社 | 有限会社 | その他  |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 禁煙席と喫煙席が別 | 11.1 | 3.0  | 45.6 | 12.5 | 25.0 |
| 禁煙の時間帯あり  | 4.0  | 2.6  | 5.3  | 10.4 | -    |
| 店内禁煙      | 11.9 | 9.4  | 15.8 | 16.7 | 37.5 |
| 分煙されていない  | 70.4 | 83.1 | 29.8 | 54.2 | 37.5 |
| 不詳        | 2.6  | 1.9  | 3.5  | 6.3  | -    |

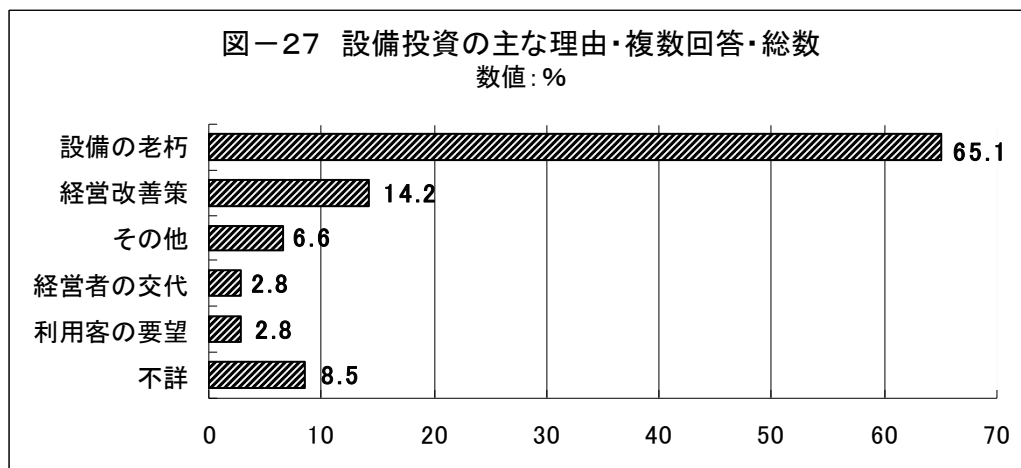
数値: %

## 5 設備投資状況

### (1) 設備投資実績の理由と設備投資予定の内容

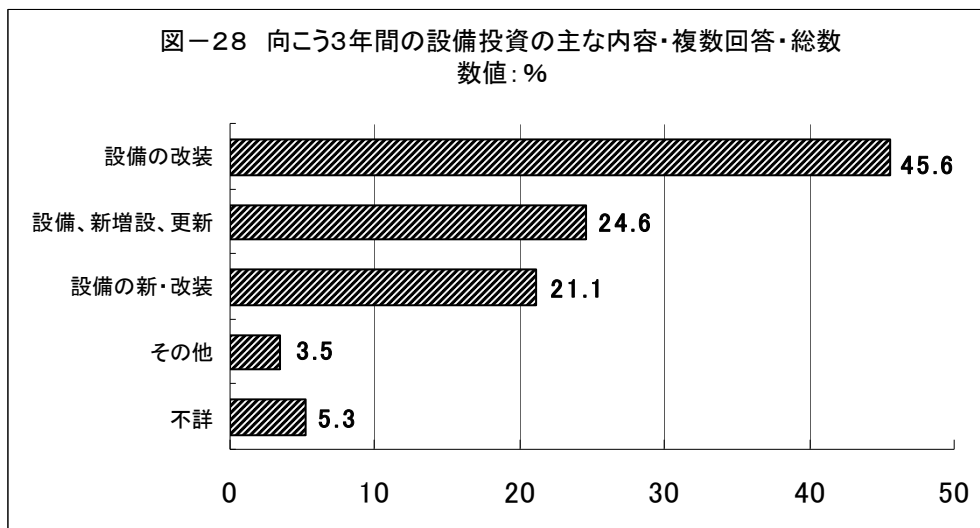
#### ① 設備投資実績の理由 (図 27)

「設備投資実績の理由」をみると、ずば抜けているのは「設備の老朽化」で 65.1% である。次いで「経営改善策」の 14.2%、「その他」の 6.6%、4 位は「経営者の交代」と「利用客の要望」が共に 2.8% と並んでいる。



#### ② 向こう3年間設備投資予定の主な内容 (図 28)

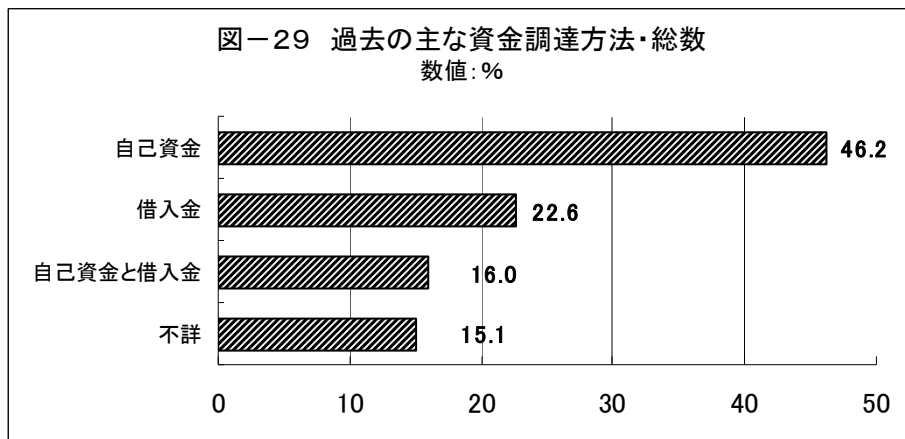
向こう3年間設備投資予定の主な内容をみると、1 位は「設備の改装」の 45.6% である。次いで「設備の新增設、更新」の 24.6%、3 位は「設備の新・改装」の 21.1%、4 位は「その他」の 3.5% である。



### (2) 過去の資金調達方法と設備資金の主な借入先

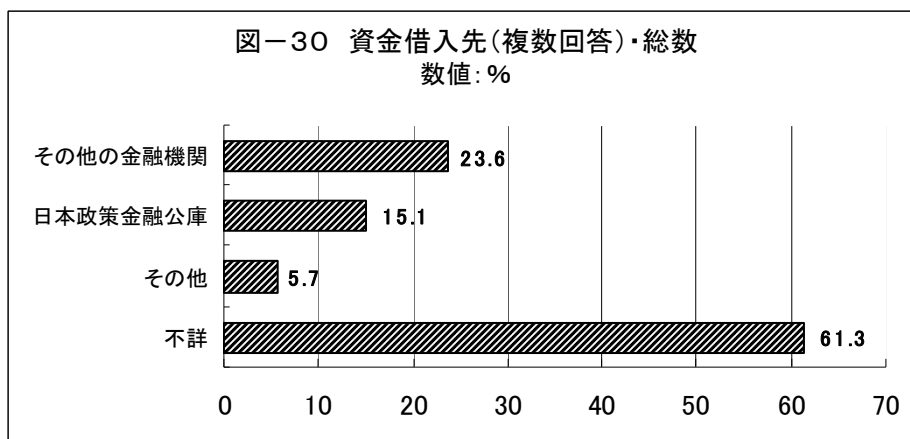
#### ① 主な資金調達方法 (図 29, 次頁参照)

主な資金調達方法をみると、1 位は「自己資金」の 46.2%、2 位は「借入金」の 22.6%、3 位は「自己資金と借入金」の 16.0% の順位である。



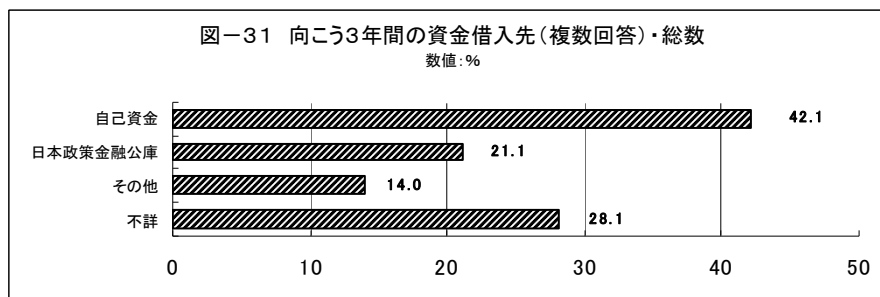
② 主な資金借入先 (図30)

主な資金借入先をみると、1位は「その他の金融機関」の23.6%、2位は「日本政策金融公庫」の15.1%、「その他」は5.7%である。そして「不詳」が61.3%と高い数値である。



(3) 向こう3年間の資金借入先

向こう3年間の借入先をみると、「自己資金」が42.1%、「日本政策金融公庫」が21.1%、「その他」が14.0%、「不詳」が28.1%である。(図31)

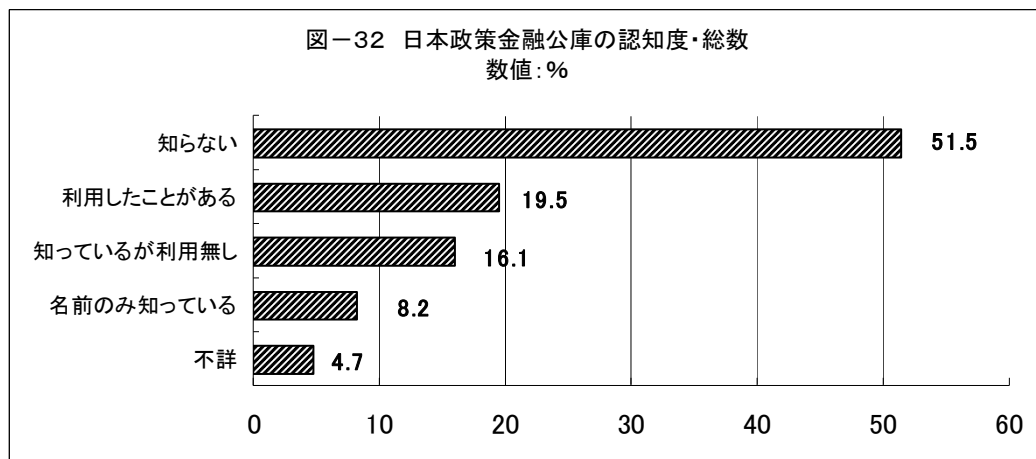


#### (4) 日本政策金融公庫について

日本政策金融公庫についての理解度、認知度、利用度等についてアンケートのまとめの章である。

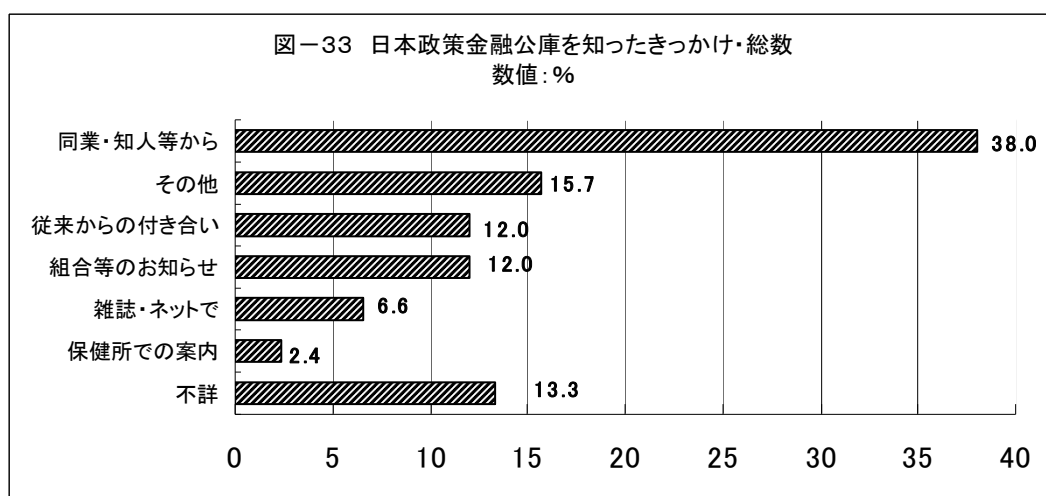
##### ① 日本政策金融公庫の認知度 (図 3 2)

日本政策金融公庫の認知度をみると、「知らない」が 51.5%と高い数値で1位、2位以下は「利用したことがある」が19.5%、3位は「知っているが利用したことがない」が16.1%、4位は「名前のみ知っている」が8.2%となっている。



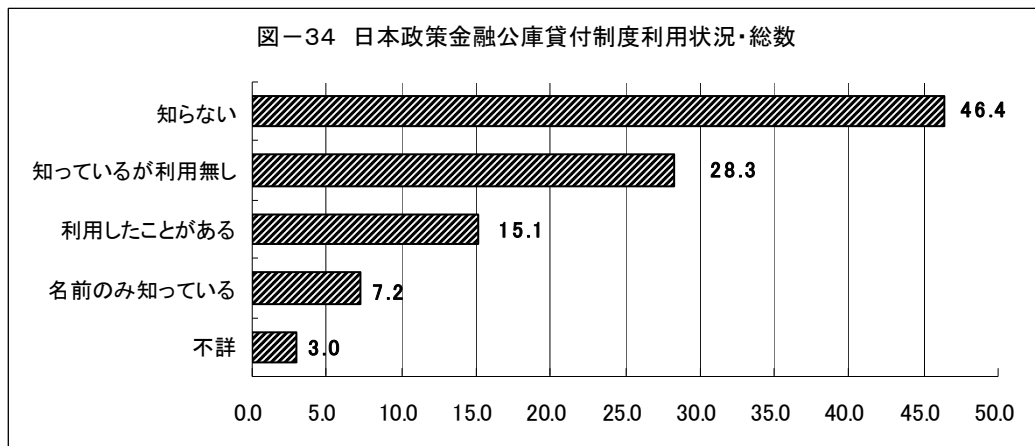
##### ② 日本政策金融公庫を知ったきっかけ (図 3 3)

「日本政策金融公庫を知ったきっかけ」についての回答をみると、「同業・知人から」が38.0%と高い数値で1位、2位以下は「その他」が15.7%、3位は「従来からの付き合い」と「組合等のお知らせ」が12.0%、4位は「雑誌・ネットで」が6.6%となっている。



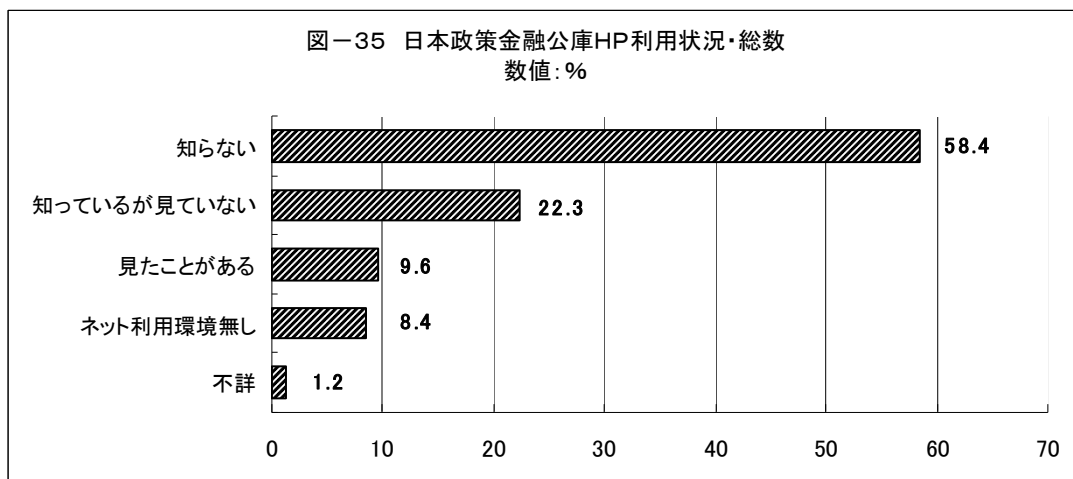
③ 日本政策金融公庫貸付制度利用状況（図 3 4）

日本政策金融公庫貸付制度利用状況をみると、「知らない」が 46.4 % と高い数値で 1 位、2 位以下は「知っているが利用したことがない」が 28.3 %、3 位は「利用したことがある」が 15.1 %、4 位は「名前のみ知っている」が 7.2 % となっている。



④ 日本政策金融公庫のホームページの利用度（図 3 5）

日本政策金融公庫のホームページの利用度をみると、「知らない」が 58.4 % と高い数値で 1 位、2 位以下は「知っているが見ていない」が 22.3 %、3 位は「見たことがある」が 9.6 %、4 位は「ネット利用環境無し」が 8.4 % となっている。



## 6 福祉・サービスへの取組み

### (1) ごみ減量化・リサイクル事業

#### ① ごみ化減量・リサイクル実施状況（表31）

資源ごみリサイクルへの取り組み状況をみると、総数では「実施有り」が73.6%、「実施なし」が22.4%、「不詳」が4.0%である。約70%強が資源のゴミリサイクルに取り組んでいる。

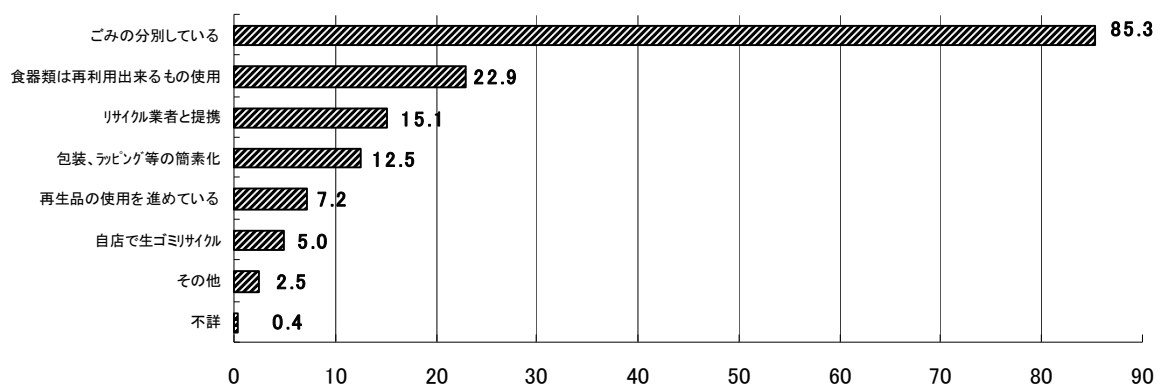
表31 ごみ減量化・リサイクルの実績率・経営主体別

|      | 施設数 | 実施あり(重複回答) |        | 実施なし(重複回答) |      | 不詳  |      |
|------|-----|------------|--------|------------|------|-----|------|
|      |     | 施設数        | 実績率(%) | 施設数        | (%)  | 施設数 | (%)  |
| 総数   | 379 | 279        | 73.6   | 85         | 22.4 | 15  | 4.0  |
| 個人経営 | 266 | 185        | 69.5   | 75         | 28.2 | 6   | 2.3  |
| 株式会社 | 57  | 48         | 84.2   | 4          | 7.0  | 5   | 8.8  |
| 有限会社 | 48  | 39         | 81.3   | 6          | 12.5 | 3   | 6.3  |
| その他  | 8   | 7          | 87.5   | -          | -    | 1   | 12.5 |

#### ② 資源ゴミのリサイクルの内容（図36）

資源ゴミのリサイクルの内容をみると、「ごみの分別」が85.3%と他を大きく引き離している。次いで「食器類は再生できるものを使用」が22.9%、「リサイクル業者と提携」が15.1%、「包装、ラッピング等の簡素化」が12.5%となっている。

図-36 ごみ減量化・リサイクル実施状況・総数  
重複回答 数値: %

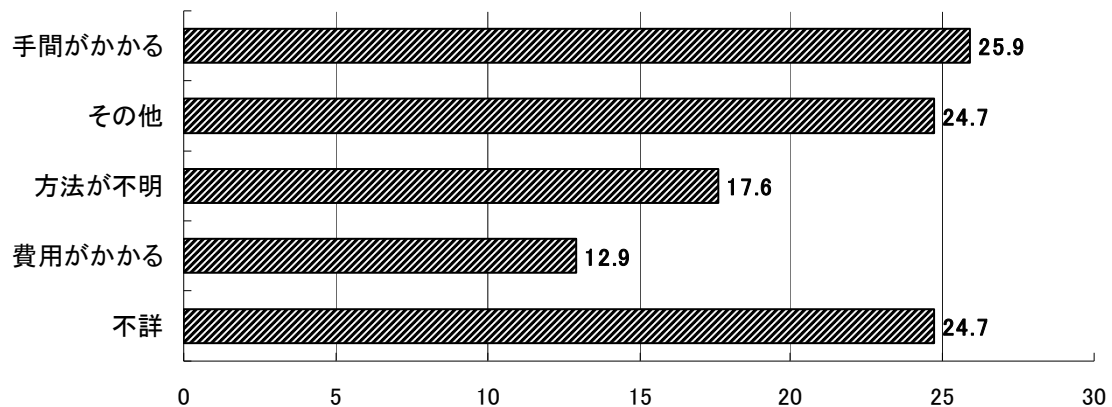


#### ③ 資源ゴミのリサイクルを実施しない理由（図37，次頁参照）

資源ゴミのリサイクルを実施しない理由をみると、1位は「手間がかかる」で25.9%、2位が「その他」で24.7%、3位が「やり方が分からない」で17.6%、4位が「費用がかかる」で12.9%の順位である。「不詳」は24.7%であった。

図-37 ごみ減量化・リサイクル等実施なしの理由・総数

重複回答 数値: %



## (2) 高齢者や身障者対応状況

### ① 高齢者に配慮した設備の有無 (表32)

高齢者に配慮した設備有をみると、総数で107施設の28.2%、個人経営で54施設の20.3%、株式会社で29施設の50.9%、有限会社で19施設の39.6%である。

一方、高齢者に配慮した設備無をみると、総数で258施設の68.1%、個人経営で204施設の76.7%、株式会社で24施設の42.1%、有限会社で27施設の56.3%である。

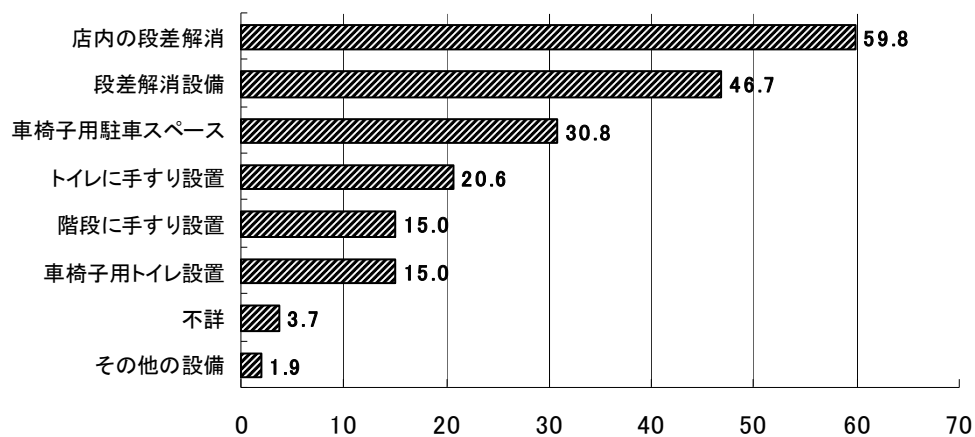
表32 高齢者に配慮した設備の有無・経営主体別

|      | 施設数 |      |         | 設備なし(重複回答) |      | 不詳  |     |
|------|-----|------|---------|------------|------|-----|-----|
|      | 総数  | 設備あり | 実績率 (%) | 施設数        | (%)  | 施設数 | (%) |
| 総数   | 379 | 107  | 28.2    | 258        | 68.1 | 14  | 3.7 |
| 個人経営 | 266 | 54   | 20.3    | 204        | 76.7 | 8   | 3.0 |
| 株式会社 | 57  | 29   | 50.9    | 24         | 42.1 | 4   | 7.0 |
| 有限会社 | 48  | 19   | 39.6    | 27         | 56.3 | 2   | 4.2 |
| その他  | 8   | 5    | 62.5    | 3          | 37.5 | -   | -   |

### ② 高齢者に配慮した設備の実施内容 (図38, 次頁参照)

高齢者に配慮した設備の実施内容をみると、「店内段差の解消」が59.8%で最も多く、次いで「段差解消設備(出入り口や廊下等にスロープの設置等)」が46.7%、3番目は「車椅子用駐車スペース」で30.8%、4番目は「トイレに手すり設置」で20.6%、5番目は「階段に手すり設置」と「車椅子用トイレ設置」で15.0%と続いている。

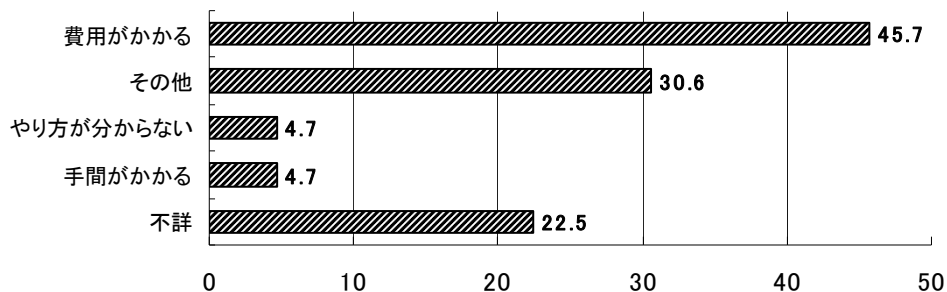
図－38 高齢者に配慮した設備の内容・総数  
数値：％



③ 高齢者に配慮した設備を実施しない理由（図 3 9）

高齢者に配慮した設備を実施しない理由をみると、1 位が「費用がかかる」で 45.7％、2 位が「その他」で 30.6％、3 位「やり方が分からない」と「手間がかかる」で共に 4.7％の順位である。

図－39 高齢者に配慮した設備をやらない理由  
総数：数値は％



（３）情報化の状況

① パソコン導入の有無（表 3 3，次頁参照）

パソコン導入の有無をみると、「パソコン設備あり」は総数で 135 施設の 35.6％、個人経営で 67 施設の 25.2％、株式会社で 35 施設の 61.4％、有限会社で 27 施設の 56.3％である。個人経営は導入率が非常に少ない。

表33 情報化(パソコン導入の有無)の状況・経営主体別

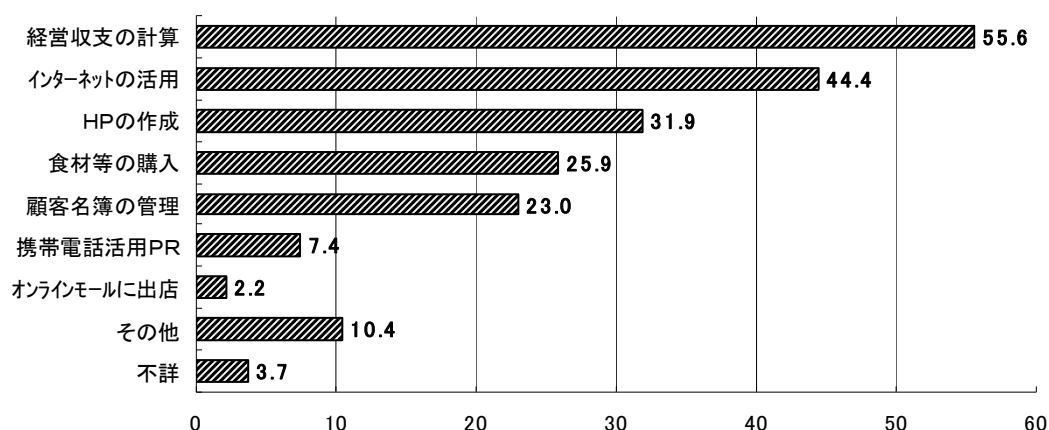
|      | 施設数 | パソコンを導入 |      | パソコン導入無し |      | 不詳  |     |
|------|-----|---------|------|----------|------|-----|-----|
|      |     | 施設数     | (%)  | 施設数      | (%)  | 施設数 | (%) |
| 総数   | 379 | 135     | 35.6 | 238      | 62.8 | 6   | 1.6 |
| 個人経営 | 266 | 67      | 25.2 | 196      | 73.7 | 3   | 1.1 |
| 株式会社 | 57  | 35      | 61.4 | 20       | 35.1 | 2   | 3.5 |
| 有限会社 | 48  | 27      | 56.3 | 20       | 41.7 | 1   | 2.1 |
| その他  | 8   | 6       | 75.0 | 2        | 25.0 | -   | -   |

② パソコン活用内容（図40）

パソコン活用内容を総数でみると、1位は「経営収支の計算」で55.6%、2位は「インターネットの活用」で44.4%、3位は「HPの作成」で31.9%、4位は「食材等の購入」で25.9%、5位は「顧客名簿管理」で23.0%と続いている。

図-40 パソコン活用内容・総数

数値：%

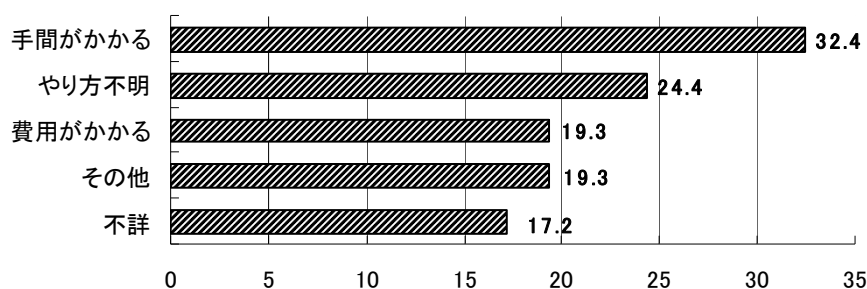


③ パソコンを導入しない理由（図41）

パソコンを導入しない理由をみると、1位は「手間がかかる」で32.4%、2位は「やり方がわからない」で24.4%、3位は「費用がかかる」と「その他」で共に19.3%である。

図-41 パソコン導入しない理由・総数

数値：%

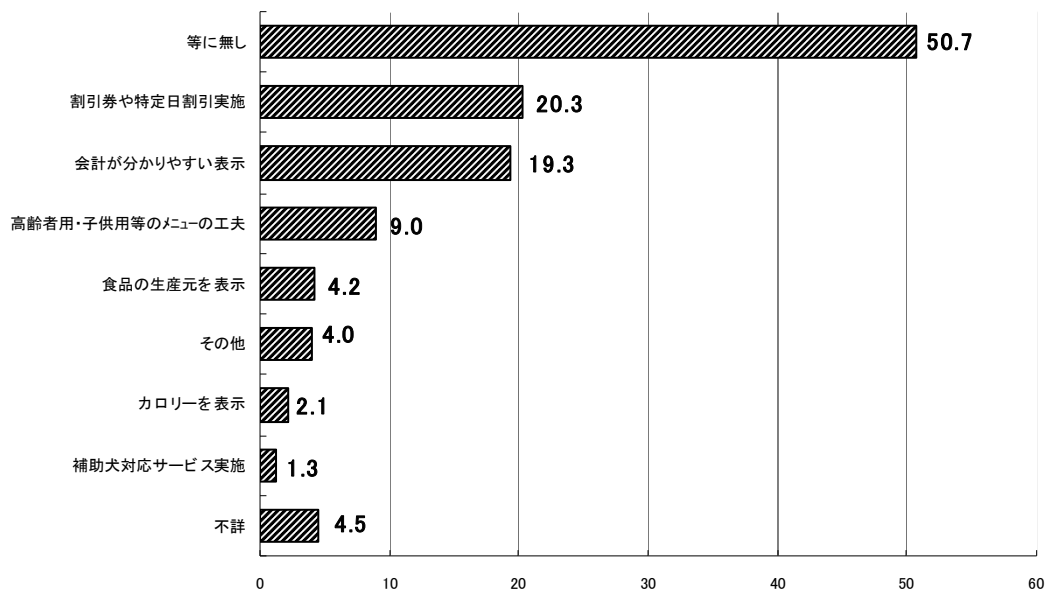


#### (4) サービス等について

##### ① サービス等について（図42）

実施しているサービスは、「特になし」の50.7%が圧倒的に多い数値は別にして、1位は「割日券や特定日等の価格サービス」で20.3%、2位は「会計が分かりやすい表示」で19.3%と続いている。

図-42 高齢者、子供対応サービス内容・総数  
数値：%



##### ② 地域との共生の状況（表34）

表34 地域との共生状況・総数・複数回答(数値:%)

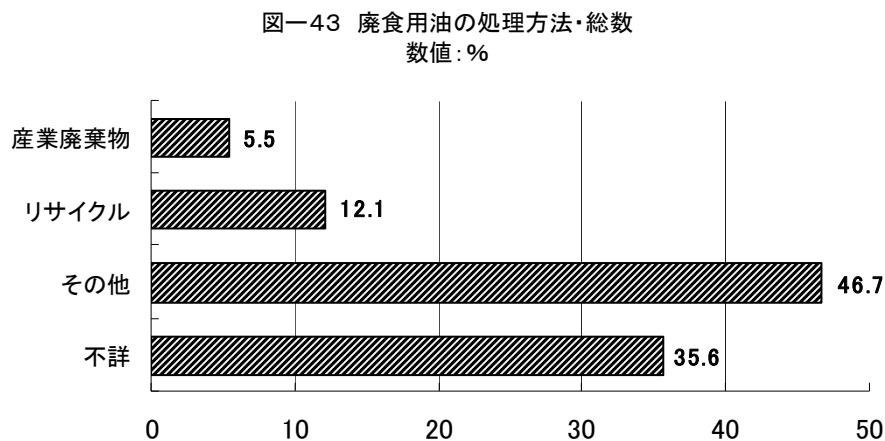
| 地域との共生・協力関係 |                      | 参加度合い<br>% |
|-------------|----------------------|------------|
| 1           | 特になし                 | 54.4       |
| 2           | 商店街の共同事業に参加          | 22.7       |
| 3           | 商工会議所、商工会または商店街組合に参加 | 20.6       |
| 4           | 地域の観光等の情報発信をしている     | 5.8        |
| 5           | 地域の食文化の振興に協力         | 5.0        |
| 6           | 不詳                   | 5.0        |
| 7           | 地場産業の振興に協力           | 4.0        |
| 8           | 地域の伝統工芸の振興に協力        | 2.4        |
| 9           | その他                  | 1.8        |

地域との共生の状況では「特になし」の54.4%を除き、多い順にみると1位は「商店街の共同事業に参加」の22.7%、2位は「商工会議所・商工会、商店街組合に参加」の20.6%で、この2団体が群を抜いて多い割合を示している。3位は「地域の観光等の情報発信をしている」で5.8%、4位は「地域の食文化の振興に協力」で5.0%、5位は「地場産業の振興に協力」で4.0%、8位は「地域の伝統工芸の振興に協力」で2.4%等の地域との協力関係に力を注いでいる。

## （５）廃食用油について

### ① 廃食用油の処理方法（図４３）

廃食用油の処理方法についてのアンケートをみると、「不詳」が３５．６％あり、「その他」が４６．７％とこの二者の合計が８２．３％に達する。残りの１７．６％の内訳は、「リサイクル」の１２．１％、「産業廃棄物」の５．６％である。



### ② 廃食用油の処理について（表３５）

１施設当たり廃食用油の処理方法をみると、「１施設当たり月平均処理回数」では、総数は７．７回、個人経営は８．５回、株式会社は２．５回、有限会社は１３．５回である。

「１施設当たり月平均処理費用」は、総数は８，４６０円、個人経営は４，５３０円、株式会社は４３，０００円、有限会社は８，８７５円である。

「１施設当たり月平均買い取り代」は、総数は５３５円、個人経営は７１５円、株式会社は１５０円、有限会社は１５７円である。

表35 廃食油の処理について(経営主体別)

|                   | 総数    | 個人経営  | 株式会社   | 有限会社  |
|-------------------|-------|-------|--------|-------|
| 1施設当たり月平均処理回数     | 7.7   | 8.5   | 2.5    | 13.5  |
| 1施設当たり月平均処理費用(円)  | 8,460 | 4,530 | 43,000 | 8,875 |
| 1施設当たり月平均買い取り代(円) | 535   | 715   | 150    | 157   |

## 7 経営上の問題点と今後の方針

### (1) 前年度比売上高増加率と減少率

総数で、前年度比売上高増加率と減少率とを対比してみると、増加率5%以上が2.9%、1～4%が10.3%あり、増加計が13.2%である。一方、前年度比売上高減少率5%以上が17.6%、1～4%が36.9%あり、減少計が54.5%である。差引減少率が41.3%になる。(表36)

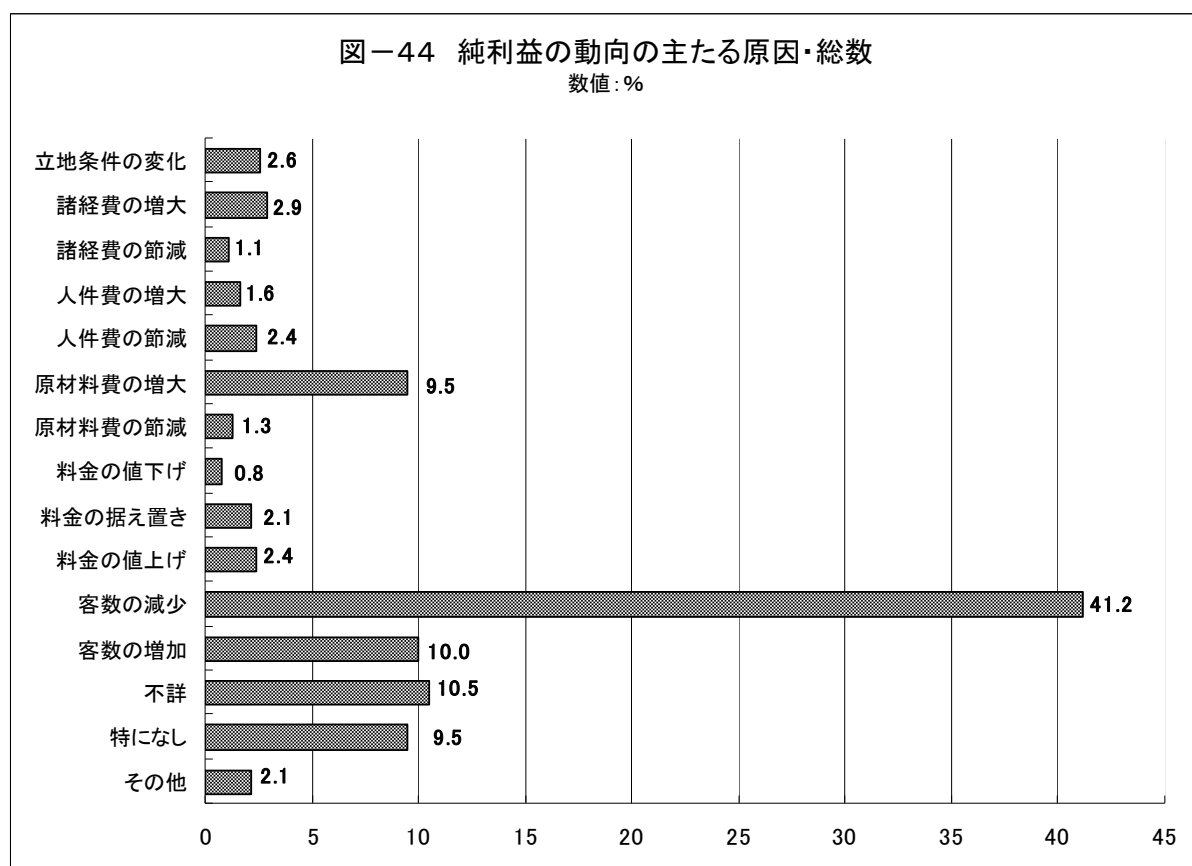
表36 前年度比売上高増加率と減少率の対比

|      | 増加割合 |      |      | 減少割合 |      |      | 増加引く<br>減少(%) | 1%未満<br>増減 |
|------|------|------|------|------|------|------|---------------|------------|
|      | 5%以上 | 1～4% | 増加計  | 5%以上 | 1～4% | 減少計  |               |            |
| 総数   | 2.9  | 10.3 | 13.2 | 17.6 | 36.9 | 54.5 | -41.3         | 17.2       |
| 個人経営 | 2.3  | 6.0  | 8.3  | 20.3 | 40.6 | 60.9 | -52.6         | 18.0       |
| 株式会社 | 5.3  | 24.6 | 29.9 | 10.5 | 29.8 | 40.3 | -10.4         | 14.0       |
| 有限会社 | 2.1  | 18.8 | 20.9 | 16.7 | 14.6 | 31.3 | -10.4         | 27.1       |

各数値は%

### (2) 本業の当期純利益の動向の主な原因

当期純利益の動向の問題点をみると、他を大きく引き離してトップは「客数の減少」の41.2%である。次いで「原材料費の増大」の9.5%で他の比率は数値が低い。良い比率として「客数の増加」の10.0%が目立つところといえる。(図44)



### (3) 当期本業の経営上の問題点

当期本業の経営上の問題点をみると、他を大きく引き離しているのは「客数の減少」の67.5%と「材料費の上昇」の59.1%である。次いで「光熱費の上昇」の25.9%、「施設・設備の老朽化」の23.2%と続いている。

経営主体別にみても個人経営と有限会社は総数と1位から3位は同じ項目が同じ順位で並んでいる。株式会社の1位から2位は個人経営と有限会社と総数と同じ順位であるが、3位が「人件費の上昇」と「人手不足・求人難」が共に24.6%である。(図45、表37)

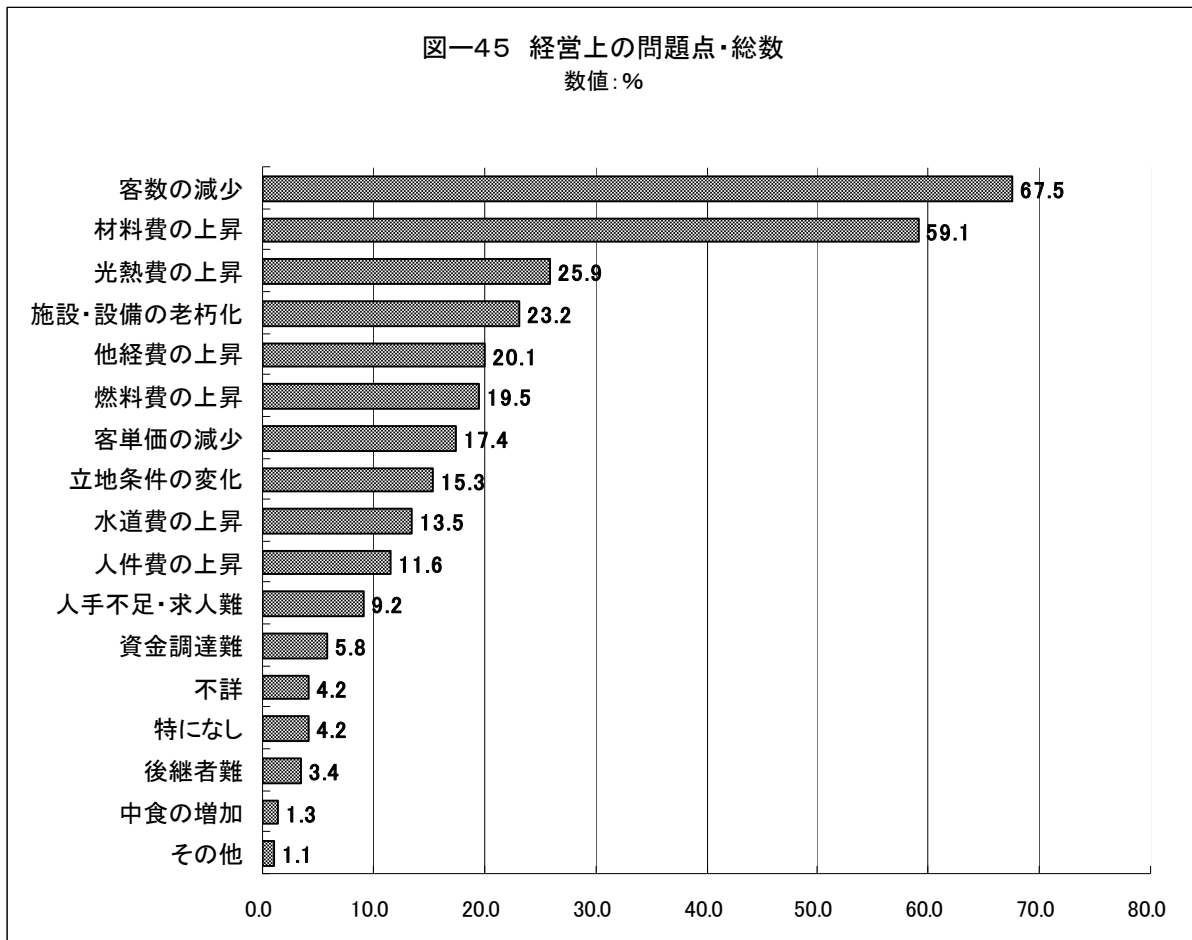


表37 経営上の問題点・経営主体別・重複回答

|           | 個人経営  | 株式会社  | 有限会社  | その他   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 客数の減少     | ①70.3 | ①56.1 | ①72.9 | ③25.0 |
| 材料費の上昇    | ②60.2 | ②54.4 | ②60.4 | ①50.0 |
| 光熱費の上昇    | ③29.3 | 8.8   | ③27.1 | ③25.0 |
| 施設・設備の老朽化 | 26.3  | 19.3  | 12.5  | 12.5  |
| 他経費の上昇    | 22.6  | 12.3  | 16.7  | 12.5  |
| 燃料費の上昇    | 21.8  | 7.0   | 25.0  | -     |
| 客単価の減少    | 16.9  | 19.3  | 18.8  | 12.5  |
| 水道費の上昇    | 16.9  | 5.3   | 6.3   | -     |
| 立地条件の変化   | 15.8  | 10.5  | 20.8  | -     |
| 人件費の上昇    | 7.5   | ③24.6 | 16.7  | ③25.0 |
| 人手不足・求人難  | 4.5   | ③24.6 | 12.5  | ②37.5 |
| 資金調達難     | 4.5   | 3.5   | 16.7  | -     |

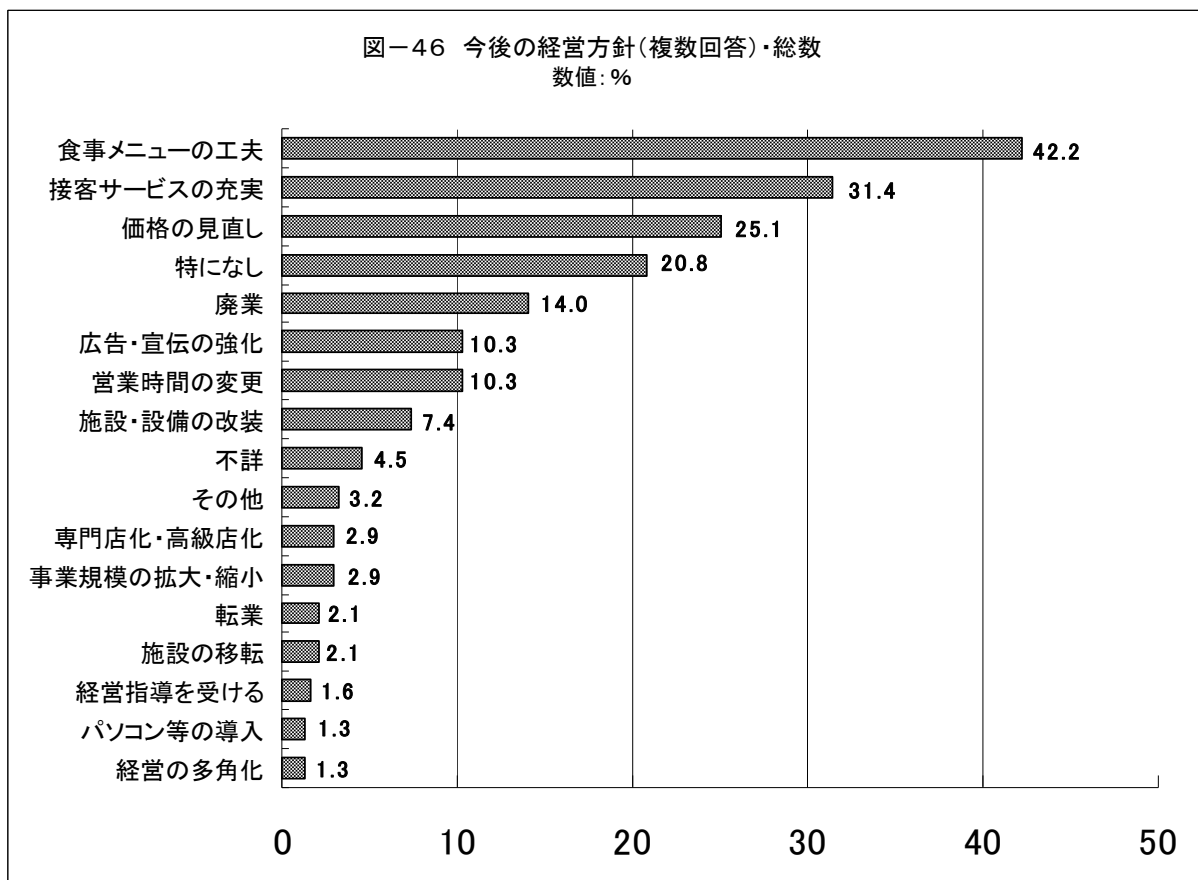
◎丸数字は集計数値の多い3位までの項目

◎アンケート数値の小さい項目は割愛した

#### (4) 今後の経営方針

今後の経営方針をみると、1位には「食事メニューの工夫」で42.2%、2位は「接客サービスの充実」で31.4%、3位は「価格の見直し」で25.1%、4位は「特になし」で20.8%、5位は「廃業」で14.0%、6位は「広告宣伝の強化」で10.3%と続いている。

1位と2位の数値が3位以下を大きく引き離しており、この両者を足すと73.6%になる。「食事メニュー」と「接客サービス」と「価格の見直し」が大きな経営課題といえる。(図46、表38)



次頁の(表38)から、今後の経営方針を経営主体別に上位3位までをみると、個人経営→1位「食事メニューの工夫」41.7%、2位「特になし」24.4%、3位「接客サービス等の充実」23.3%である。

株式会社→1位「接客サービス等の充実」63.2%、2位「食事メニューの工夫」40.4%、3位「価格の見直し」31.6%である。

有限会社→1位「食事メニューの工夫」43.8%、2位「接客サービスの充実」37.5%、3位「価格の見直し」33.3%と続いている。

以上をみると、1位～3位までは共通して「食事メニューの工夫」「接客サービス等の充実」「価格の見直し」である。

表38 今後の経営方針・経営主体別・重複回答

|            | 個人経営  | 株式会社  | 有限会社  | その他   |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 食事メニューの工夫  | ①41.7 | ②40.4 | ①43.8 | ①62.5 |
| 接客サービスの充実  | ③23.3 | ①63.2 | ②37.5 | ②37.5 |
| 価格の見直し     | 22.2  | ③31.6 | ③33.3 | ③25.0 |
| 特になし       | ②24.4 | 8.8   | 18.8  | -     |
| 廃業         | 17.3  | 3.5   | 10.4  | -     |
| 営業時間の変更    | 11.3  | 7.0   | 10.4  | -     |
| 広告・宣伝の強化   | 6.8   | 22.8  | 12.5  | ③25.0 |
| 施設・設備の改装   | 6.8   | 12.3  | 6.3   | -     |
| 不詳         | 2.3   | 10.5  | 6.3   | ③25.0 |
| その他        | 3.4   | 1.8   | 4.2   | -     |
| 事業規模の拡大・縮小 | 1.5   | 7.0   | 6.3   | -     |
| 専門店化・高級店化  | 1.9   | 3.5   | 8.3   | -     |
| 施設の移転      | 1.1   | 5.3   | 4.2   | -     |
| 転業         | 2.3   | 1.8   | 2.1   | -     |
| 経営指導を受ける   | 0.8   | 3.5   | 2.1   | 12.5  |
| 経営の多角化     | 1.9   | -     | -     | -     |
| パソコン等の導入   | 1.1   | 1.8   | 2.1   | -     |

◎丸数字は集計数値の多い3位までの項目

### Ⅲ 喫茶店の経営改善方策

#### 1 飲食店営業及び喫茶店営業の「振興指針」

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業を営む飲食店営業をいう。以下同じ。）及び喫茶店営業の営業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守しつつ、新たな衛生上の課題に対応するなど、常に衛生水準の向上を図らなければならない。

また、より高い消費者の利便への対応等の経営上の課題への取組が求められる一方、その大部分が経営基盤のぜい弱な中小零細企業であり、個々の営業者による取組だけでは、必ずしも十分な対策を講じることができず、十分な成果を得るまでに相当な時間を要する面がある。このため、生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合（以下「組合」という。）並びに全国生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）が実施する共同事業や研修事業、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等が実施する経営相談による支援に加え、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）による融資等により、各営業者の自主的な取組を支援し、もって公衆衛生の向上の計画的な推進を図ることが必要である。

本指針は、現在、飲食店営業及び喫茶店営業が抱えている諸問題を克服し、専門店としての独自性を発揮できるよう営業の振興を計画的に図り、もって公衆衛生の向上と消費者の利益の擁護に資することを目的として定めるものである。営業者及び組合においては、本指針を踏まえ、行政等と連携を図りつつ、経営の改善等に積極的に取り組み、国民生活の食生活の向上に貢献することが期待される。

また、本指針は、飲食店営業及び喫茶店営業が活力ある発展を遂げるための方策について取りまとめたものであり、本指針の積極的な活用により、食生活の質の向上を実感できる国民生活の実現、地域社会づくりへの貢献など、飲食店営業及び喫茶店営業の役割を増大させ、新たな発展の可能性をもたらすものである。

#### 第一 営業の振興の目標に関する事項

##### 一 飲食店営業及び喫茶店営業を取り巻く環境

飲食店営業及び喫茶店営業は、国民の生活において欠かせない位置を占めており、食生活の充実に大きく貢献するとともに、人的サービスの比重が高い産業として、消費者の日常生活に溶け込んで発展してきた。

他方で、大手資本等による大型店、チェーンストア、コンビニエンスストア等の進出による競争の激化、消費者の食生活の多様化や食事に対する嗜好の変化等外的条件が激しく変化する状況にあり、小規模営業特有の経営体質のぜい弱性等とあいまって、経営上の問題が深刻なものとなっている。さらに、景況は改善基調にあるものの、これまでの景気の低迷に伴う売上の減少、営業者の高齢化による後継者問題、施設設備の老朽化、諸経費の上昇等飲食店営業及び喫茶店営業を取り巻く現状は極めて厳しいものとなっている。

飲食店営業及び喫茶店営業は、各地域に密着して、国民生活の食生活の向上に、また、交友や団らん等の場としても大いに役立っており、今後も、消費者のし好に応じて、環境面にも配慮した安全で安心・信頼できる商品及びサービスを提供する専門店として、国民生活の充実に一層貢献していくことが期待されている。

## 二 今後５年間（平成２３年度末まで）における営業の振興の目標

営業者は、自店の経営方針を明確にし、多様な営業形態を持つ生活衛生営業関係の特質を生かしながら、営業の振興を図る必要がある。

第一に、飲食店営業及び喫茶店営業は、飲食物を調理及び調製し、直接消費者に飲食させ、あるいは販売する営業であり、調理及び調製並びに流通の過程で細菌等の汚染を受けやすく、食中毒等食品衛生上の問題が起こりやすい環境条件にある。衛生面で問題が起きた場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性がある。したがって、これらの食品衛生上の問題を防止し、消費者に対して安全で良質な商品等を提供することは、営業者の責務であり、基本的な目標である。

第二に、営業者は、インターネット等を活用して情報の収集や分析を行い、消費者の要望を的確に把握した上で、情報分析の結果や経営資源等を踏まえ、自店の経営方針を明確にし、人材、設備等の集約やその効率的な活用を図るとともに、商品に関する多角的な情報発信並びに広告及び宣伝の強化に取り組むなど、消費者を意識した営業を展開することが必要である。

第三に、営業者は、自店の特色や地域の特色を踏まえた商品の開発や提供、商品の品質の向上やサービスの充実など、自店の付加価値を高め、良質な商品を安定的に供給できるよう、恒常的な努力を重ねることが必要である。

営業者は、これらを十分に認識し、衛生水準の向上、消費者の要望を踏まえた営業や情報発信、良質な商品の安定的な供給等に積極的に取り組むことにより、専門店としての独自性を発揮し、消費者の理解及び信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

## 第二 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

### 一 営業者が取り組むべき事項

#### （一）衛生水準の向上に関する事項

##### ア 日常の衛生管理に関する事項

営業者は、食品衛生法等の関係法令を遵守することは当然であり、加えて、衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生に関する専門的な知識を深めるとともに、食品衛生責任者の活用及び使用する器具の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。

さらに、営業者は、消費者が信頼し、安心できる商品を提供するために、店舗及び従業員の清潔を保ち、従業員の健康管理を行うとともに、商品の衛生的取扱いに留意し、食中毒等食品衛生上の問題の発生の防止に努めることが重要である。

また、営業者は、衛生管理状況の自主点検を行い、その結果を店内に表示するなど、衛生管理のために自店が講じている措置について、消費者に対し積極的に周知することが必要である。特に、従業員の清潔な着衣の使用、手洗いの励行、店舗の清掃等により、消費者に不快感を感じさせない配慮が必要である。

#### イ 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項

営業者は、日常の衛生管理への取組に加えて、定期的かつ適切に自店の施設及び設備の衛生面の改善に取り組むとともに、衛生的に食材を調理及び調製し、消費者に提供するために必要な設備の整備を図ることが必要である。

#### (二) 経営課題への対処に関する事項

個別の経営課題への対処については、営業者の自立的な取組が前提であるが、多様な消費者の要望に対応する商品を提供し、国民生活の食生活の向上に貢献する観点から、営業者においては、次に掲げる事項を念頭に置き、経営の改善に積極的に取り組むことが期待される。

#### ア 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

営業者の中には、明確な経営方針を持たずに経営を行っている者もあり、経営管理の合理化及び効率化が遅れているのが現状である。現在置かれている経営環境を十分に考慮し、自店の経営能力に適合した経営規模を実現するとともに、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。

また、営業者は、自店の立地条件、顧客層、資本力、経営能力、技術力等自店の経営上の特質を十分把握した上で、自店がどのような顧客層を対象に、どのような商品を重点的に提供するのかという経営方針を明確化することが重要である。

特に、小規模経営の店では、経営者や従業員が変わることがほとんどないため、経営手法が固定的になりやすく、新たな経営課題が発生した場合に、経営の改善に取り組むことが難しい面がある。このため、営業者は、都道府県指導センター等の経営指導機関による経営診断を積極的に活用することが望まれる。

#### イ サービスの見直し及び向上に関する事項

営業者は、営業におけるサービスの比重が高いことを考慮し、従業員等の教育・研修を徹底して行い、常に消費者に対する丁寧なもてなしを心がけるなどサービスの充実及び維持向上に努め、消費者との信頼関係を高めるとともに、自店の付加価値を高めることが重要である。また、優秀な人材の獲得に努め、若手従業員の育成及び指導を図るとともに、若者に魅力ある職場づくりに努めることが必要である。

営業者は、消費者の食を通じた健康づくりなどの健康志向に対応するため、ヘルシーメニューの提供、総カロリー表示等への取組が求められるほか、食の安全への関心の高まりに対応するため、食材の原産地表示等に積極的に取り組み、消費者自らが安全で良質な商品を納得して選択できる環境の整備に努めることが必要である。また、インターネット等による注文、予約等の実施、宅配サービス、持ち帰り販売等中食産業の展開による消費者の多様な要望に対応し

た営業を行うことにより新たな需要の開拓に努めるものとする。さらに、高級・高品質な商品の設定や地産地消の食材を使用した地域に特化した商品の開発、消費者の嗜好の変化に対応した味の工夫などにも留意すべきである。

今後、より良質なサービスの提供が期待されるとともに、ますます消費者の嗜好が多様化すると考えられることから、これに的確に対応し、消費者が安心して利用できるよう業種業態に合った接客サービスの充実に努め、消費者の満足度を向上させることが重要である。

#### ウ 施設及び設備の改善に関する事項

営業者は、自店が飲食物を提供する営業施設であることを十分認識し、安全で衛生的な施設となるよう、定期的な内外装の改装に努めるとともに、顧客層、経営方針、店の規模等に応じ、各店舗の特性を踏まえて清潔な雰囲気醸成、高齢者等に配慮したバリアフリー対策の実施や省エネルギー対応の冷凍・冷房設備等の導入など、合理的で効率的な経営のために必要な施設及び設備の改善に努める必要がある。

また、施設を改善するに当たっては、顧客層、経営方針、店の規模等に配慮した上で、店内の分煙や喫煙時間の設定を含む禁煙等受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

#### エ 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項

営業者は、顧客との信頼関係に基づき顧客情報を適正に管理し、その情報を基に誕生日又は記念日に合わせて季節のメニューやサービス等について顧客へダイレクトメールを送付するなど、顧客への積極的な働きかけをするとともに、パーソナルコンピュータを利用して業務の合理化及び効率化を図ることが重要である。

また、インターネット等の情報通信技術を効果的に活用し、ホームページの開設、割引サービスの実施、インターネット注文の活用、異業種との提携等を行うなど、新たな顧客の確保に努めることが必要である。

また、消費者の利便を考慮して、クレジットカード、電子決済等の普及に努めることも必要である。

営業者は、必ずしも個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報取扱事業者に該当するとは限らないが、同法の趣旨を踏まえ、顧客データ等の管理に当たっては、適正に対応することが必要である。

#### オ 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項

営業者は、消費者に納得と安心感を与えるため、自店の特質に応じ、分かりやすいメニュー等の表示に努めることが必要である。特に、消費者の食の安全への関心の高まりに対応するため、食材の原産地表示、食品アレルギー患者を中心とした消費者の健康被害防止を目的とした表示を行うことが必要である。消費者の健康志向に対しては、生活習慣病予防を中心とした健康づくりという観点から、厚生労働省及び農林水産省が平成17年6月に作成した食事バランスガイドの活用、総カロリー表示、塩分量表示等様々な情報の提供にも努める

とともに、料金についても総額表示とすることが必要である。

また、一般飲食店の営業者にあっては、財団法人全国生活衛生営業指導センター（昭和55年3月24日に財団法人全国環境衛生営業指導センターという名称で設立された法人をいう。以下「全国指導センター」という。）が定めるサービス、施設及び設備の表示の適正化に関する事項等を内容とする一般飲食店営業の標準営業約款に従って営業を行う旨の登録を行い、標識及び当該登録に係る約款の要旨を掲示するよう努めるものとする。

消費者からの苦情には、誠実に対応し、問題の早急かつ円満な解決に努めることが重要である。あらかじめ、問題発生時の対応マニュアルを作成し、従業員の危機管理教育を徹底するなど、日頃から様々な事故に備え、消費者の安全の確保を図るとともに、万が一、食中毒事故が生じた場合には、賠償責任保険等の活用により、消費者との信頼回復に努めるものとする。

## 二 営業者に対する支援に関する事項

### （一）組合及び連合会による営業者の支援

組合及び連合会においては、営業者における自立的な経営改善の取組を支援するため、都道府県指導センター等の関係機関との連携を密にし、次に掲げるような事項についての取組を行うよう努めるものとする。

#### ア 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項

営業者に対して衛生管理を徹底するための研修会及び講習会の開催、衛生管理に関するパンフレットの作成等による普及啓発、商品の衛生的取扱い、施設及び設備、食材の調理及び調製等の清潔の保持等に関する飲食店営業及び喫茶店営業の衛生基準の設定など、食品衛生上の安全を確保し、かつ良質な食材の調理及び調製を行うために必要な支援に努めるものとする。

#### イ 施設及び設備の改善に関する事項

衛生水準の向上、経営管理の合理化及び効率化、消費者の利益の増進等に対応するための施設及び設備の改善に関する指導助言並びに情報提供に努めるものとする。

#### ウ 消費者の利益の増進に関する事項

営業者が、自店の特色に応じ作成する接客手引きの基本となるマニュアルの作成、消費者を対象とした飲食店営業及び喫茶店営業に関する啓発講座の実施、啓発パンフレットの作成、苦情相談窓口の開設や苦情処理の対応に関するマニュアルの作成、危機管理に関するマニュアルの作成並びに賠償責任保険への加入促進が図られるよう努めるものとする。

#### エ 経営管理の合理化及び効率化に関する事項

先駆的な経営事例等経営管理の近代化に必要な情報、地域的な経営環境条件に関する情報、飲食店営業及び喫茶店営業の将来の展望に関する情報の収集及び整理並びに営業者に対するこれらの情報提供に努めるものとする。

#### オ 営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事項

基礎的な調理技術や接客に関する研修会及び講習会の定期的開催等教育研

修制度の充実強化、新しいメニュー開発や従業員を対象とした技術講習会、技能コンテスト等の開催による技術水準の向上並びに消費者の要望に対応したメニューやサービスの情報提供に努めるものとする。

カ 事業の共同化及び協業化に関する事項

事業の共同化及び協業化の企画立案並びに実施に係る指導に努めるものとする。

キ 取引関係の改善に関する事項

共同購入等取引面の共同化の推進、食品等関連業界の協力を得ながらの取引条件の合理的改善及び組合員等の経済的地位の向上に努めるものとする。

また、関連業界との連携を深め、情報の収集及び交換の機会の確保に努めるものとする。

ク 従業員の福祉の充実に関する事項

従業員の労働条件の整備、作業環境の改善及び健康管理の充実のための支援、組合員等の大多数の利用に資する福利厚生の実施並びに共済制度（退職金、生命保険等）の整備及び強化に努めるものとする。

ケ 事業の承継及び後継者支援に関する事項

事業の円滑な承継に関するケーススタディ及び成功事例等の経営知識の情報提供の促進に努めるものとする。

コ 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項

国内外における食に関する最新の情報や行政施策の動向の把握、行政機関との連携等を通じた組合員等への適切な情報提供及び行政施策に基づく指導・支援に努めるものとする。

(二) 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上

ア 都道府県指導センターにおいては、組合との連携を密にして、営業者に対する経営改善のための具体的指導、助言等の支援を行うとともに、消費者からの苦情及び要望を組合を通じて個々の営業者に伝え、その営業に反映させるなど、消費者の信頼の向上に積極的に取り組むものとする。

また、保健所を始めとする都道府県生活衛生営業関係部局と連携を図り、新規開業者に対する組合加入促進策を講じるものとする。

イ 全国指導センターにおいては、これらの都道府県指導センターの取組を推進するため、消費者の意見も反映した営業者の経営改善の取組に役立つ情報の収集及び整理並びに営業者に対するこれらの情報提供、危機管理に関するマニュアルの作成、苦情処理マニュアルの作成等に積極的に取り組むものとする。

ウ 国、都道府県等においては、飲食店営業及び喫茶店営業に対する消費者の信頼の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、食品衛生法等関係法令の施行業務を通じ、営業者に対し、食品衛生に関する指導監督、情報提供その他必要な支援に努めるものとする。

エ 日本公庫においては、施設及び設備の改善等について、営業者が利用しやすい生活衛生資金貸付による融資の実施等必要な支援に努めるものとする。

### 第三 営業の振興に際し配慮すべき事項

#### 一 環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進

営業者は、仕入れた食材を調理及び調製するため、食品残さが発生しやすいが、中小零細企業が大部分であるため、営業者が取り組む環境の保全や食品循環資源の再生利用が必ずしも十分でなく、組合等が積極的に支援する必要がある。また、これらの対策は、住民の生活環境に身近な問題であり、個々の営業者や組合だけではなく、地域の自治体及び自治会が関与しながら、消費者も含めて地域全体で取り組むことにより、効果的で効率的な取組が可能となる。

このため、組合及び連合会においては、地域の自治体等と連携しながら、飲食店営業及び喫茶店営業における食品循環資源を再生利用するための仕組みを構築するとともに、業種を超えた組合間で相互に協力し、組合員以外の営業者にも参加を促すなどの普及促進を行い、飲食店営業及び喫茶店営業における環境の保全や食品循環資源の再生利用に関する取組を推進するよう努めるものとする。

これらの取組を通じて、飲食店営業及び喫茶店営業においては、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成23年度までに20パーセントに向上させるよう努め、食品循環資源の再生利用並びに食品残さの発生の抑制及び減量を推進するものとする。

日本公庫においては、これら営業者の取組に対して、生活衛生資金貸付による融資の実施等必要な支援に努めるものとする。

#### 二 少子・高齢化社会等への対応

飲食店営業及び喫茶店営業は、商店街や繁華街にある店舗が多いため、地域に密着した業態であるといえる。営業者は、高齢者や障害者が住み慣れた地域社会で安心して充実した日常生活を営むことができるよう、バリアフリー対策に積極的に取り組むとともに、出前サービス、高齢者等に配慮した食材を使用したメニューや少量メニューの開発など、高齢化社会における幅広い取組が期待される。

また、営業者は、飲食店営業及び喫茶店営業の施設が身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)において身体障害者が同伴する身体障害者補助犬の入店を拒否できないことを十分認識し、対応することが必要である。

組合及び連合会においては、例えば、高齢者等の利便性を考慮した店舗の設計やサービスの提供等について研究を行うことにより、営業者の取組を支援することが重要である。

このほか、営業者は、消費者が高齢化することを考慮した従業員への教育及び研修に努めるものとする。また、高齢者、障害者、妊産婦等に対して理解のある地域環境の実現、受動喫煙の防止、優先的な席の確保等について、取り組むことが必要である。

日本公庫においては、これら営業者の取組に対して、生活衛生資金貸付による融資の実施等必要な支援に努めるものとする。

#### 三 食育への対応

飲食店営業及び喫茶店営業は、国民の生活に大きく関わりを持つことから、健

康づくりのための食育の推進に積極的に取り組むことが期待される。具体的には、食文化の継承のための食事マナー、調理方法の普及等を通じて地域における食生活の改善、食品の安全性に関する知識の普及等の支援に努めるものとする。

日本公庫においては、これら営業者の取組に対して、生活衛生資金貸付による融資の実施等必要な支援に努めるものとする。

#### 四 禁煙等に関する対策

営業者は、顧客層、経営方針、店の規模等に配慮した上で、店内の分煙や喫煙時間の設定を含む禁煙等受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、酒類を提供する営業者は、飲酒運転の防止に貢献するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

日本公庫においては、これら営業者の取組に対して、生活衛生資金貸付による融資の実施等必要な支援に努めるものとする。

#### 五 地域との共生

営業者は、地域社会における行事等に積極的に参加し、地域住民に対して飲食店営業及び喫茶店営業の店舗の存在、提供する商品やサービスの内容をアピールする機会を設けるものとする。例えば、地域における街づくりへの積極的な参加や、地域における防犯活動の推進に対する協力、地震等の大規模災害が発生した場合の地域住民への支援の展開など、様々な地域社会活動の一翼を担い、地域と共生していくことが期待される。

このため、組合及び連合会においても、地域の自治体等と連携しながら、社会活動を企画し、指導又は援助を行うことができる指導者の育成に積極的に取り組むとともに、営業者を支援することが期待される。また、業種を超えて相互に協力を推進し、地域における特色のある取組を支援することが期待される。

振興指針について以上

## 2 喫茶店営業経営改善のポイント

異業態の喫茶店の進出が目立ち、例えばパリストイルのオープンカフェの進出や漫画喫茶など異色喫茶店や情報化の進展によるパソコンの普及はインターネットカフェの展開など競争は激化している。新業態の進出で厳しい業界になってきているといえるが、しかし消費者が飲むコーヒーの量（杯数）は純増している。（前掲の表6）

表6 飲用場所別一人1週当り杯数(2006年10月調査)

|            | 合計    | 家庭    | 喫茶店   | レストラン | 職場    | その他   |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 昭和58年      | 8.60  | 5.10  | 1.10  | 0.10  | 1.70  | 0.50  |
| 昭和60年      | 9.02  | 5.25  | 1.05  | 0.10  | 1.97  | 0.65  |
| 平成2年       | 9.90  | 5.62  | 0.88  | 0.11  | 2.37  | 0.92  |
| 平成8年       | 10.80 | 5.99  | 0.69  | 0.18  | 2.97  | 0.96  |
| 平成12年      | 11.04 | 6.49  | 0.52  | 0.17  | 2.98  | 0.88  |
| 平成14年      | 10.03 | 6.27  | 0.34  | 0.14  | 2.50  | 0.76  |
| 平成16年      | 10.43 | 6.42  | 0.38  | 0.12  | 2.69  | 0.76  |
| 平成18年      | 10.59 | 6.38  | 0.33  | 0.11  | 2.78  | 0.93  |
| H18/S58・杯数 | 1.99  | 1.28  | -0.77 | 0.01  | 1.08  | 0.43  |
| H18/S58・%  | 123.1 | 125.1 | 30.0  | 110.0 | 163.5 | 186.0 |

資料：社団法人全日本コーヒー協会

### (1) 喫茶店の抱える問題点

今回のアンケートの中から「図4-4 純利益動向の主たる原因」、「図4-5 経営上の問題点」から上位にランクされている項目をみる。「客数の減少」が純利益の主たる原因で41.2%、経営上の問題点で67.5%と高い数値で共に1位である。経営上の問題点では「燃料費の上昇」が59.1%、「光熱費の上昇」が25.9%と経費の上昇が経営に与える影響が多きことが示されている。

「図4-6 今後の経営方針」では「メニューの工夫」が42.3%、「サービスの充実」が31.4%、「価格の見直し」が25.1%と1位～3位にランクされており顧客対応マーケティングの項目が重視され、並んでおり、まさにマーケティング戦略の必要性が示されている。（前掲の経営実態調査より）

表39 経営実態調査の上位3項目とアンケート数値

| アンケート項目       |               | 1位               | 2位               | 3位              |
|---------------|---------------|------------------|------------------|-----------------|
| 図44 純利益の主たる原因 | アンケート項目<br>数値 | 客数の減少<br>41.2%   | 不詳<br>10.5%      | 客数の増加<br>10.0%  |
| 図45 経営上の問題点   | アンケート項目<br>数値 | 客数の減少<br>67.5%   | 燃料費の上昇<br>59.1%  | 光熱費の上昇<br>25.9% |
| 図46 今後経営方針    | アンケート項目<br>数値 | メニューの工夫<br>42.3% | サービスの充実<br>31.4% | 価格の見直し<br>25.1% |

## **(2) 多様化する喫茶店業界でのマーケティング戦略**

喫茶店の営業形態はまさに多様化に突き進んでいる。①(コーヒー・紅茶専門店)、種類の多さや味の違いの多様性を売りにもしている。②(純喫茶店)、コーヒー、紅茶を主体に軽食、スナック菓子、アイスクリームなどをメニューとしている喫茶店。③(スナック喫茶)、コーヒーなどの飲み物を提供するほかにカレー、ピラフ、スパゲッティ、定食などを充実させ、食事メニューに力を入れている店。④(フルーツパーラー)、パフェやアイスクリームなどのデザート類を中心としたメニューを提供する店。⑤(新業態店)、漫画喫茶やインターネットカフェなど付加価値を持つ喫茶店。⑥(大手チェーン店)、コーヒー1杯200円前後の低価格を売り物にする大手チェーン店など、業態はまさに多様化されている。

この中でマーケティング戦略の中心を決めるのは難しいが、最高戦略に「顧客」を据え、中心にすることであり、顧客中心にしたマーケティング・ミックス戦略を推し進めることが重要である。

## **(3) 常にイノベーションを念頭に経営戦略を構築**

喫茶店業界は厳しい環境での戦いに明け暮れている。よって立つ原則(戦略)を確立し売上増、利益の確保を維持しなければならない。それは、顧客を中心に据える思考が基本になる。「顧客満足」を最高戦略の中心に置き、これを基本にマーケティング・ミックス戦略を創り上げ遂行することが基本である。

## **(4) マーケティング・ミックスで経営戦略の推進**

マーケティング・ミックスは効果的に目標を達成するために構築するものであり、経営者(マーケティング管理者)にとってコントロール可能なマーケティング諸手段の組み合わせのことである。つまり喫茶店の経営者は基本戦略「顧客満足」にとってマーケティング諸手段(設備・施設、販売促進、情報対応、人的サービス)を個々に管理するのではなく、その相互関連性を考えた上で有機的な統合効果を生み出すものである。

喫茶店営業はマーケティング諸手段の統合推進で効果を上げる業種であることから、「設備・情報・人的サービス・販売促進」の4つのジャンルに経営戦略の必要手段が網羅されていると考えられる。振興指針に上げられているジャンルから、要点を「設備・情報・人的サービス・販売促進」の4つのジャンル別にポイントを対比させてまとめたのが次の4項目である。

- ① 設備に例をとると、振興指針は、営業者は消費者が信頼し、安心できる商品を提供するために店舗及び従業員の清潔を保ち、従業員の健康管理を行うと共に、商品の衛生的取り扱いに留意し、食中毒等の発生の防止に努めることが重要であると述べている。

- ② 情報の項目では、振興指針は、営業者は顧客情報を適正に管理し、顧客の記念日等にあわせてメニュー等のサービスを図ること。また、パソコンを利用して業務の合理化・効率化を図ることが重要であると述べている。
- ③ 人的サービスの項目では、振興指針は、調理技術や待遇に関する研修会及び研修制度の充実強化、新メニューの開発や従業員を対象とした技能コンテスト等の開催による技術の向上並びに消費者の要望に対応したサービスの情報提供に務めるものとする述べている。
- ④ 販売促進の項目では、振興指針は、喫茶店営業に対する消費者の信頼向上及び営業の振興を図る観点から、営業者に対し食品衛生に関する情報提供その他必要な支援に努めると述べている。

次に喫茶店営業推進のマーケティング・ミックスの関連性を図表化しておく。

